国土交通省 第2次回答

管理番号	249	提案区分	B 地方に対する規制緩		提案分野	土地利用(農地除く)				
提案事項 (事項名)	区域区分等に	関する都市計	 画決定に係る国の同意	協議の	廃止					
							_			
提案団体	広島県	広島県								
制度の所管・関係府省										
	国土交通省									

求める措置の具体的内容

都市計画法に基づき都道府県が区域区分に関する都市計画(区域区分を定める都市計画区域マスタープランを含む。)を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

区域区分に関する都市計画の決定(変更)については、国土交通大臣の同意が法定されているが、この同意にあたっては、法第23条の規定により、関係大臣に対する協議、意見聴取(農林漁業との調整など)が義務付けられており、この協議に関して都道府県及び指定都市が行う事前調整事務に多大な時間を要している(事前協議を含めて約2年を要した事例あり。予定していた都市計画審議会へ諮ることができなかった。)。都市計画手続の簡素化を図り、地域の実情に対応したまちづくりを自らの判断で効果的かつ迅速に進めるために、同意協議を廃止することが必要である。

【懸念の解消】

国は「国土交通大臣が農林水産大臣との協議により都市計画的土地利用と農地保全を調整する仕組の保持が必要」としているが、都道府県内部で農政部局との調整を行うことで、都市的土地利用と農地保全との調整は十分行うことができる。

根拠法令等

都市計画法施行令第12条第1号及び第2号

回答区分 C 对応不可

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、 「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出てい ると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

国の利害に重大な関係がある都市計画(都市計画法施行令第14条)については、国土交通大臣の同意付 き協議により、国の利害との調整を行っているところ。区域区分(線引き)に関する都市計画を定める際の国 土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内におい ては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組み が確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域である か否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存 し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されてい る都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地方分権改革推進委員会の第3次勧告においては、講ずべき措置として、法第18条第3項の国土交通大臣 への同意協議について「同意を要しない協議」、法第23条第1項の農林水産大臣への協議について、都市計 画区域の整備、開発及び保全の方針のうち区域区分の方針に係る部分及び区域区分に関する都市計画に ついて農業振興地域と市街化区域が重複する場合は「同意を要しない協議」、その他の場合は「廃止」とされ ており、これまでの見直しでは不十分である。

「都市政策と農地・農業政策との連携・一体性」は、国の同意協議を廃止したとしても、都市計画手続にお いて都道府県内部の関係部局間で調整することにより、懸念されている都市政策と農地・農業政策との連 携・一体性は確保されると考える。

直近の事例においては、事前協議を含めて約2年を要し、予定していた都市計画審議会へ諮ることができ ないという支障が生じている。

全国知事会からの意見

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する都市計画決定に当たっての国土交通大 臣の同意は地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ不要とし、協議とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

区域区分は、無秩序な市街化の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地 の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和、市街地における良好な環境の確保等、都市計画制度の 根幹をなすものである。このため、市街化区域に編入されることにより、国の直轄事業その他の公共投資の 集中的実施の必要性、国が設置する施設への影響、国の食糧政策等農地・農業政策との調整等国の利害 との調整を図る観点から国土交通大臣は協議を行い同意をすることとされており、同意にあたっては、人口 及び産業の動向、市街地の拡大状況等からみて適切に区域区分が実施されていること、国土形成計画、社 会資本整備重点計画等に適合すること、国による道路、河川、公園、空港等の設置及び管理、国としての農 地の保全、産業活動の効率化、公害の防止、自然環境の保全、公衆衛生の確保等の観点から国の施策に 支障を生じないよう適切に定められていること等を協議の中で判断している。この中で、国土交通大臣の同 意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が 届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきた ところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わら ず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとな り、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と 農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。こうしたことから、区域区分に関する都市計画を 定める際に、決定主体である都道府県において県内の関係部局間で協議することはもちろん、前述の観点 から協議、同意は必要である。

なお、都市計画区域マスタープランについては、区域区分に関する方針及び国道等国土交通大臣への協議が必要な都市計画に関する方針に限定しており、また、区域区分は都市計画区域マスタープランに即して定められるものであることから、都市計画区域マスタープランに定められる区域区分の方針が国の利害との調整を図る観点から不適切な内容であった場合は、当該方針に即して定められる区域区分の都市計画に対して不同意となってしまうために、国土交通大臣との協議、同意を行う必要がある。

国土交通省 第2次回答

管理番号	599	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「区域区分」に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止

提案団体 京都府・大阪府・徳島県・鳥取県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都道府県が決定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、及び「区域区分」の大臣同意の廃止

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

都道府県が決定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、及び「区域区分」は、一律に大臣同意が求められているが、大臣同意に5~7ヶ月の期間を要し、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「区域区分」に即して作成される市町村都市計画の策定や、計画に基づく整備事業に遅れを生じさせている。

【廃止を求める理由】

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、具体的な都市施設、市街地開発等にかかる都市計画の上位計画であるため、概括的な記述が多く、国の利害に具体的に重大な関係がある内容とは考えにくい。また、「区域区分」に関しても、市街化調整区域の一部を市街化区域にする等の軽微な変更が大多数であり、国の利害に重大な関係があるとは考えにくいため、これらの都市計画が必ずしも「国の利害に重大な関係がある都市計画」とはいえないことから、大臣同意の廃止を求める。

根拠法令等

都市計画法第18条第3項

回答区分 C 对応不可

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、 「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出てい ると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

国の利害に重大な関係がある都市計画(都市計画法施行令第14条)については、国土交通大臣の同意付 き協議により、国の利害との調整を行っているところ。そのうち、例えば、区域区分に関する都市計画を定め る際の国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域 内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的 な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興 地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する 農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確 保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。このほか、国の政策上 の観点から特別に定められた都市計画や国が新設する都市施設に係る都市計画については、国の政策と の整合性を確保する必要があるとの観点から、地方分権委員会第3次勧告においても、同意を要する協議 の存置を許容するとの結論が得られているものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

貴省の御意見における「農地・農業政策」との連携が必要なケースや国の政策との調整が必要なケースに ついては、大臣同意の必要性は認められるが、現行制度は、全ての「都市計画区域の整備、開発及び保全 の方針」、及び「区域区分」に関する都市計画の(変更)決定について、一律に同意が義務付けられており、必 ずしも他法令や国の政策に直接関わらないと判断される案件についても、長期にわたる協議期間を要する 状況である。

このため、国の重大な利害に関係し、大臣同意が必要な都市計画として、例えば、「『三大都市圏』や『農業 振興地域内』等に係る変更」の場合や、「規模要件」など、一定の要件を設けて、要件に当てはまらない案件 については大臣同意を廃止していただきたい。

なお、地方分権改革推進委員会第1次勧告では、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区 分に関する都市計画決定に当たっての国土交通大臣の同意は廃止する旨記載されているところである。

全国知事会からの意見

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する都市計画決定に当たっての国土交通大 臣の同意は地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ不要とし、協議とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

区域区分は、無秩序な市街化の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地 の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和、市街地における良好な環境の確保等、都市計画制度の 根幹をなすものである。このため、市街化区域に編入されることにより、国の直轄事業その他の公共投資の 集中的実施の必要性、国が設置する施設への影響、国の食糧政策等農地・農業政策との調整等国の利害 との調整を図る観点から国土交通大臣は協議を行い同意をすることとされており、同意にあたっては、人口 及び産業の動向、市街地の拡大状況等からみて適切に区域区分が実施されていること、国土形成計画、社 会資本整備重点計画等に適合すること、国による道路、河川、公園、空港等の設置及び管理、国としての農 地の保全、産業活動の効率化、公害の防止、自然環境の保全、公衆衛生の確保等の観点から国の施策に 支障を生じないよう適切に定められていること等を協議の中で判断している。この中で、国土交通大臣の同 意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が 届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきた ところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わら ず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとな り、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と 農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。こうしたことから、区域区分に関する都市計画を 定める際に、決定主体である都道府県において県内の関係部局間で協議することはもちろん、前述の観点 から協議、同意は必要である。

都市計画区域マスタープランについては、区域区分に関する方針及び国道等国土交通大臣への協議が必要な都市計画に関する方針に限定しており、また、それら個々の都市計画は都市計画区域マスタープランに即して定められるものであることから、都市計画区域マスタープランに定められる個々の方針が国の利害との調整を図る観点から不適切な内容であった場合は、当該方針に即して定められる個々の都市計画に対して不同意となってしまうために、国土交通大臣との協議、同意を行う必要がある。

なお、都道府県が決定する都市計画の中で、国との協議が特に必要な都市計画はその一部に限定されている。また、協議の円滑化等を図るため、協議における同意の基準を各地方整備局より提示しているところであるが、当該同意基準に照らして明らかに無関係と思われる指摘をされるケースがあった場合は、個別に相談されたい。

国土交通省 第2次回答

管理番号 676 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「区域区分」等に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止

提案団体

横浜市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「区域区分」及び「近郊緑地特別保全地区」に関する都市計画の決定に際する国への協議、同意の廃止

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

第1次勧告では、区域区分の大臣同意不要、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「整開保」という。)の大臣同意は区域区分の方針に係る部分を除き不要とすべきとしている。

整開保、区域区分及び近郊緑地特別保全地区に関する都市計画は、地域の実情にあった計画であるべきだが、国の関与が必要なため、市民に最も身近な基礎自治体が自らの責任で都市づくりを進める支障となっており、また迅速な手続を進める上でも支障となっている。

【協議、同意を廃止した場合でも国の利害に重大な関係がないと考える理由】

① 整開保及び区域区分について

以前は大規模開発の影響から当制度の意義が大きかったが、現在は一般的に市街化調整区域の開発制限のため、国の施策の実現ができない恐れはないと考えることに加え、必要があると認めるときは、都市計画 法第24条第1項に基づき、国土交通大臣の指示等を出すことができるため。

また、農林漁業との調和は、農振法等との調整を図る必要があるが、必要な許可手続を経れば足りると考える。

②近郊緑地特別保全地区について

近郊緑地特別保全地区は近郊緑地保全区域・保全計画との整合性や交付金活用等との調整はあるが、都市計画としては他の特別緑地保全地区と同様と考えるため。

【法改正イメージ】

都市計画法第19条第3項及び法第87条の2第3項の規定に「但し、法第6条の2の規定は、適用しない。」を 追加する。

根拠法令等

都市計画法第6条の2、第7条、第18条、第87条の2

回答区分 C 对応不可

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、 「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出てい ると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

国の利害に重大な関係がある都市計画(都市計画法施行令第14条)については、国土交通大臣の同意付 き協議により、国の利害との調整を行っているところ。そのうち、例えば、

・区域区分に関する都市計画を定める際の国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこ ととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農 地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画 法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用 できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあ り、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれるこ とになる。

・また、近郊緑地特別保全地区については、特別緑地保全地区のうち近郊緑地特別保全地区に係る土地の 買入れ等費用については、国の計画の実現手段としての位置付けから、特別にその55%を国が補助するこ ととされているところ(通常の特別緑地保全地区に対する国の補助率は1/3とされている。)。近郊緑地特 別保全地区が地方の判断のみにより決定される場合、高率の国庫補助率を適用する根拠は失われ、その 保全が大きく後退するおそれがある。

このほか、国の政策上の観点から特別に定められた都市計画や国が新設する都市施設に係る都市計画に ついては、国の政策との整合性を確保する必要があるとの観点から、地方分権委員会第3次勧告において も、同意を要する協議の存置を許容するとの結論が得られているものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

協議、同意を廃止した場合でも国の利害に重大な関係があると国が認めるときは、都市計画法第24条第1 項に基づき、国土交通大臣の指示等を出すことができるが、そのことと、本市提案による支障をご教示いた だきたい。

全国知事会からの意見

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「区域区分」等に関する都市計画決定にあたっての国土交 通大臣の同意は地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ不要とし、協議とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

都市計画は生活に身近な計画から広域的・根幹的な計画まで様々な内容を有するもので、国の施策とも適 合しつつ、一体として総合的に定めるものであるため、市町村・都道府県・国の各主体が各々の特性に応じ た役割を果たしながら適切に決定されることが必要である。また、強力な財産権の制限を行うものであること から、法律による公正な基準に従って定められるとともに、事後的な是正が困難であるため、事前に十分に 調整を図ることが不可欠である。よって、事後的な指示・要請等ができることをもって事前の調整を図る手続 が不要という制度趣旨に反する考え方により、国土交通大臣との協議、同意を廃止することは認められな い。

国土交通省 第2次回答

提案事項(事項名)

「区域区分」、「都市再生特別地区」等に関する都市計画決定における国の同意協議の廃止

提案団体 | 兵庫県【共同提案】大阪府

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

県決定の都市計画のうち、国の利害に重大な関係のある都市計画(政令第12条に列挙)については、国土交通大臣に協議の上、その同意を得ることとされているが、国の利害に重大な関係がないと思慮される都市計画について廃止すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】県決定の都市計画のうち、国の利害に重大な関係のある都市計画(政令第12条に列挙)は、国土交通大臣に協議の上同意が必要とされている。

【提案内容】道路(高速自動車国道、一般国道、阪神高速道路)、空港(関西国際空港)、河川(1級)など県域を越え、広域的見地から確認が必要な施設は国の利害に重大な関係があるため協議等は必要であるが、それ以外の都市計画は以下の観点から廃止を求める。

【廃止を求める理由】

- ① 住民に身近な所で都市計画決定すべき
- ・多様化複雑化した住民ニーズへの迅速柔軟な対応が可能
- ・地域の実情に合った創意工夫により豊かな暮らしの実現が可能
- ② 地方自治体の基盤強化に繋がる
- ・多種多様な土地利用が可能となり産業等の都市基盤強化による地域活性化が期待される
- ③迅速な意思決定による業務効率の向上
- ・意思決定に要する時間を短縮化し多様なニーズへの迅速な対応が可能

【廃止対象都市計画及び国の利害に重大な関係がないと判断した理由】

- ①区域区分: 一府県内で完結するため、府県の都市部局と農政部局等との調整等で適切に対応可能
- ②都市再生特別地区:都市再生特別措置法に定める都市再生緊急整備地域指定等の諸手続の中で、国の 経済政策に即した施策展開が図られるよう充分に担保されており、同地域内で用途、容積率等の緩和を行う 都市再生特別地区について改めての大臣協議等は不要
- ③臨港地区:港湾法に基づく港湾管理者である地方公共団体からの申出により都市計画決定するもので国の関与は不要
- ④近郊緑地特別保全地区、歴史的風土特別地区:区域が限定的で一府県内で完結するため、府県の都市部局と関係部局との調整等で適切に対応可能

根拠法令等

都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令第12条第1項

回答区分 C 对応不可

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、 「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出てい ると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

国の利害に重大な関係がある都市計画(都市計画法施行令第14条)については、国土交通大臣の同意付 き協議により、国の利害との調整を行っているところ。そのうち、例えば、

・区域区分に関する都市計画を定める際の国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこ ととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農 地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画 法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用 できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあ り、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれるこ とになる。

・また、近郊緑地特別保全地区については、特別緑地保全地区のうち近郊緑地特別保全地区に係る土地の 買入れ等費用については、国の計画の実現手段としての位置付けから、特別にその55%を国が補助するこ ととされているところ(通常の特別緑地保全地区に対する国の補助率は1/3とされている。)。近郊緑地特 別保全地区が地方の判断のみにより決定される場合、高率の国庫補助率を適用する根拠は失われ、その 保全が大きく後退するおそれがある。

このほか、国の政策上の観点から特別に定められた都市計画や国が新設する都市施設に係る都市計画に ついては、国の政策との整合性を確保する必要があるとの観点から、地方分権委員会第3次勧告において も、同意を要する協議の存置を許容するとの結論が得られているものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・区域区分に関する都市計画を定めるにあたっては、①市町の都市計画部局と農政部局の協議が整ったも のについて、②さらに県の都市計画部局と農政部局が協議を行っており、都市的土地利用と農地保全との 連携・一体性は十分に確保することが可能である。

・近郊緑地特別保全地区は、国が指定した近郊緑地保全区域内の限定された地区において定めるものであ る。また、歴史的風土特別地区は、国が指定した歴史的風土保存地区内の限定された地区において定める ものである。両地区とも、国の指定方針等に沿って、特に保全や保存の必要がある地区を定めるものであ り、都市計画決定に際して改めて大臣協議等を行うことは不要である。

全国知事会からの意見

都道府県の都市計画のうち、国の利害に重大な関係がある都市計画の範囲を見直し、地方分権改革推進 委員会第1次勧告を踏まえ国土交通大臣の同意を不要とすること。それ以外についても、提案団体の提案 の実現に向けて、積極的に検討すること。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

区域区分は、無秩序な市街化の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地 の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和、市街地における良好な環境の確保等、都市計画制度の 根幹をなすものである。このため、市街化区域に編入されることにより、国の直轄事業その他の公共投資の 集中的実施の必要性、国が設置する施設への影響、国の食糧政策等農地・農業政策との調整等国の利害 との調整を図る観点から国土交通大臣は協議を行い同意をすることとされており、同意にあたっては、人口 及び産業の動向、市街地の拡大状況等からみて適切に区域区分が実施されていること、国土形成計画、社 会資本整備重点計画等に適合すること、国による道路、河川、公園、空港等の設置及び管理、国としての農 地の保全、産業活動の効率化、公害の防止、自然環境の保全、公衆衛生の確保等の観点から国の施策に 支障を生じないよう適切に定められていること等を協議の中で判断している。この中で、国土交通大臣の同 意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が 届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきた ところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わら ず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとな り、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と 農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。こうしたことから、区域区分に関する都市計画を 定める際に、決定主体である都道府県において県内の関係部局間で協議することはもちろん、前述の観点 から協議、同意は必要である。

近郊緑地特別保全地区、歴史的風土特別保存地区については、それぞれ国土交通大臣が指定する近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域のうち特に必要な地域について定められる都市計画であり、それぞれ国土交通大臣が定める計画との整合が図られていること等を協議の中で判断している。これらの区域における土地の買入れ等費用については、国の計画の実現手段として特別に国が補助することとされており、地方の判断のみにより決定される場合、高率の国庫補助率を適用する根拠は失われ、その保全が大きく後退するおそれがあることから協議、同意が必要である。

国土交通省 第2次回答

管理番号 805 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

区域区分に関する都市計画決定にかかる農林水産大臣への協議の廃止

提案団体 兵庫県【共同提案】大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

国土交通省、農林水産省

求める措置の具体的内容

都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされているが、当該農林水産大臣との協議を廃止すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされている。

【支障事例・改正による効果】

農林水産大臣との協議にはかなりの時間を要しており、大臣協議を廃止することで、より地域の実情に合った創意工夫に満ちた積極的な取り組みが一層推進できるとともに、迅速かつ効率的な業務の遂行が可能となることから、当該協議を廃止すべきである。

【改正後の対応】

なお、農水大臣との協議が廃止された場合、都市的土地利用制度と農地保全制度との調整が図られなくなるという懸念が生じるものの、区域区分に関する都市計画は、一都道府県の範囲内で完結するものであることから、都道府県の都市部局と農政部局等との調整等により適切に対応することが可能である。

(大臣許可を要する農地転用許可権限についても、都道府県への移譲を提案している。)

【本県における協議状況】

区域区分の変更(阪神間都市計画区域)に係る協議期間(通常10ヶ月程度)

平成19年8月~12月 近畿農政局下協議(基本的事項に係る協議))

平成20年8月~12月 近畿農政局下協議(素案作成に係る協議)

平成21年4月28日 変更告示

根拠法令等

都市計画法第23条第1項

回答区分 C 対応不可

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、 「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出てい ると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

これまで区域区分の軽易な変更に関する都市計画を定める際には、都道府県が農林水産大臣と協議を行う こととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と 農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計 画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転 用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれが あり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれ ることになる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ・区域区分の軽微な変更に関する都市計画を定めるにあたっては、①市町の都市計画部局と農政部局の協 議が整ったものについて、②さらに県の都市計画部局と農政部局が協議を行っており、都市的土地利用と農 地保全との連携は十分に確保することが可能である。
- ・今回、大臣許可を要する農地転用許可権限の都道府県への移譲も同時に提案しており、国土交通大臣へ の同意協議を廃止することにより、都道府県において一体的処理が可能になる。

全国知事会からの意見

区域区分に関する都市計画策定に当たっての農林水産大臣への協議を廃止するべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分

C 対応不可

前回回答のとおり。

なお、都道府県の都市部局と農政担当部局との間で区域区分の設定に係る調整を前提とし、国の農業施 策との調整を図る観点から農林水産大臣への協議は必要。

国土交通省 第2次回答

管理番号 966 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

区域区分に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止

提案団体 中国地方知事会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市計画法に基づき都道府県が区域区分を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】

都市計画法に基づく国土交通大臣協議~同意(以下「国協議~同意」という。)については、本県においても、過去に多数の国協議~同意を必要とする案件があったが、いずれも協議が長期化し、区域区分に関する協議においては、開始から2年以上を要したケースもある。

【過去の検討経緯を踏まえた制度改正の必要性】

当該協議については、「義務付け・枠付けの第4次見直し」の検討の際に、既に上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議~同意の廃止は困難」であるとの見解を示した。ただし、国において地方の意見を踏まえ、手続きの迅速化のために「義務付け・枠付けの第4次見直し(平成25年7月24日付都市局長通知)」(以下「標準処理期間通知」という。)において、標準処理期間(事前協議60日間、法定協議30日間)を設定していただいたところである。

これに対し中国地方知事会としては、「国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなものを想定しているのか不明確であるため、当該見解を理由に廃止しないことについて承服できないこと、当該協議~同意を廃止したとしても、国土形成全国計画を基本とした広域地方計画(国土形成計画法)において今後10年間の国土形成に関する方針が定められているため、これに基づき、都道府県の責任で国土形成上の観点での調整は可能と考えること、さらに、都道府県内部で農政部局との調整を行うため、都市的土地利用と農地保全との調整も可能と考えることから、地域の実情に応じたまちづくりを自らの判断で迅速に進めるために、区域区分に係る国土交通大臣への同意協議を廃止して頂きたい。

根拠法令等

都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令12条第4号イ及びホ

回答区分 C 对応不可

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、 「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出てい ると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

国の利害に重大な関係がある都市計画(都市計画法施行令第14条)については、国土交通大臣の同意付 き協議により、国の利害との調整を行っているところ。区域区分に関する都市計画を定める際の国土交通大 臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地 転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保さ れてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否か に関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得る こととなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市 政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

許認可を行う都道府県においても、当然、部局相互で調整を行うので、懸念されている都市政策と農地・農 業政策との連携・一体性は確保される。

全国知事会からの意見

区域区分に関する都市計画策定に当たっての国土交通大臣の同意は地方分権改革推進委員会第1次勧告 を踏まえ不要とし、協議とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

区域区分は、無秩序な市街化の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地 の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和、市街地における良好な環境の確保等、都市計画制度の 根幹をなすものである。このため、市街化区域に編入されることにより、国の直轄事業その他の公共投資の 集中的実施の必要性、国が設置する施設への影響、国の食糧政策等農地・農業政策との調整等国の利害 との調整を図る観点から国土交通大臣は協議を行い同意をすることとされており、同意にあたっては、人口 及び産業の動向、市街地の拡大状況等からみて適切に区域区分が実施されていること、国土形成計画、社 会資本整備重点計画等に適合すること、国による道路、河川、公園、空港等の設置及び管理、国としての農 地の保全、産業活動の効率化、公害の防止、自然環境の保全、公衆衛生の確保等の観点から国の施策に 支障を生じないよう適切に定められていること等を協議の中で判断している。この中で、国土交通大臣の同 意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が 届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきた ところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わら ず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとな り、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と 農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。こうしたことから、区域区分に関する都市計画を 定める際に、決定主体である都道府県において県内の関係部局間で協議することはもちろん、前述の観点 から協議、同意は必要である。

国土交通省 第2次回答

管理番号	209	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)			
提案事項 (事項名)	市町村の都市計画決定に係る都道府県同意協議の廃止							
提案団体	磐田市							
制度の所管·関係府省								
	国土交通省							

求める措置の具体的内容

都市計画の決定及び変更に関し、都道府県知事への同意協議を廃止し、報告のみで都市計画決定できることとする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都市計画の決定及び変更に関し、都道府県都市計画審議会の縦覧及び議を経ることに関する市町の事務処理が煩雑になっていること、都道府県都市計画審議会の議を経るまでの期間が長期間となっていることが市町の円滑かつ迅速な土地利用施策の妨げとなっている。

【具体的な支障事例】

県との同意協議があることにより、都市計画決定、変更をするにあたり、半年から1年の期間を要することになり、事務量が増えている。

市が考えている都市計画決定を、県との調整の中で変更しなければならないこともあり、市が行いたい市街化拡大や、用途規制などを推進することに支障をきたしている。

【制度改正による効果】

人口減少が問題となっている中、市街化区域の拡大、地域の特性に合った用途地域設定などにより、企業誘致や人口増加の施策を市独自の考えに基づいて、推進することができる。

根拠法令等

都市計画法第19条第3項、第21条第2項

回答区分 C 対応不可

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、 「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出てい ると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

市町村が定める都市計画について、都道府県知事は広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図 る観点から、協議を行う必要があり、地方分権委員会第3次勧告においても存置すべきとする結論が得られ ているものである。

么	府省から	の 筆 1	次回答な	:	-提室団	休からの	り音目
	かりロルク	v <i>) ж</i> і	$\mathcal{N} \square \square \square \mathcal{C}$	ᅟᆈᇝᄼᇈᄼ		かりっつり	ノボンに

_			

全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第1次勧告で示された範囲で、都道府県の関与は必要である。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で納得いただいたものと考えている。

国土交通省 第2次回答

管理番号 434 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市の都市計画決定案件(国同意不要分)に係る都道府県協議の廃止

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市が、当該都市計画区域内における都市計画決定を行う場合において、県知事への協議を廃止することを提案する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案概要】

都市計画法において、市が都市計画決定を行う場合には、県知事に協議することが必要とされている。 このたびの第4次一括法により、一の指定都市の区域の内外にわたり指定されている都市計画区域にか かるものを除いて、都市計画区域マスタープラン決定権限が指定都市に移譲されることとなった。

このような状況の変化を踏まえ、都市計画区域マスタープランを定めることができる指定都市が、都市計画区域内における都市計画決定を行う場合において、県知事への協議を廃止することを提案する。

なお、県知事への協議の廃止により、広域調整機能が失われるとの懸念があるが、本市においては都市計画道路等の計画段階において、関係市と直接協議を行っており、関係市間で調整が図られていることから、協議の廃止による広域調整面の支障は生じない。

【支障事例】

各都市計画案件ごとに下協議1か月+本協議3週間=合計約2か月の期間を要している。

年3回の都市計画決定・変更を行う場合、1回あたりの事務処理期間が4か月となるため、その半分の2か月間を協議に要し、残りの2か月間で、市民に対する説明、案の縦覧、都市計画審議会などを実施しなければならない。

また、県市の協議は、上記の下協議・本協議以外にも必要に応じて複数回行っており、概要資料・法定図書に加えて参考資料(都市施設などの変更を行う場合は数十種類)の提出が求められる。

さらに、協議であっても同意と同様の資料提出が必要であるため、事務の簡素化につながっていない。

根拠法令等

都市計画法第19条3項

回答区分 C 对応不可

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、 「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出てい ると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

指定都市を含む市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を 図る観点から、都道府県知事が「同意」という拒否権を留保した形で協議を行うとされてきたところ。

この点、市が行う都市計画については、都市計画制度における累次の分権化により市町村が定める都市計 画権限・件数が大幅に増加しており、さらに、町村と比較しても市は都市計画に関する執行体制、経験等が 充実していること等を踏まえ、都道府県知事との協議における同意を不要とするため、「地域の自主性及び 自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号。第 2次分権一括法。)において、同意は廃止し、同意を要しない協議としたところであり、指定都市を含む市にお いては同意を要しない協議を引き続き存置すべき(地方分権委員会第3次勧告においても存置すべきとする 結論が得られているものである。)。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

回答に示されたとおり、これまでの地方分権の議論のなかで、市が決める都市計画について、県の同意を 廃止し同意不要の協議となったことは、市として一定の事務の簡素化にはなっているが、この度さらなる地方 分権として「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定権限が政令市に移譲されたところである。 都市計画区域における都市計画の考え方の基本となる「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の 決定主体となる政令市が、当該都市計画区域について定める都市計画においては、県協議を廃止したとし ても、当然に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即した計画とするものであり、その方向性を逸 脱することはないと考える。

また、広域調整についても、これまでも事前(計画案策定の段階)に関係市協議を行うことにより調整を図っ ており、問題ないものと考える。

そこで、今後より一層の都市計画手続きの迅速化、事務の効率化を図るため、一の指定都市の区域内の 都市計画区域に係る都市計画決定について県協議の廃止を提案するものである。

全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第1次勧告で示された範囲で、都道府県の関与は必要である。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

- の指定都市の市域内で完結する都市計画区域に係る都市計画区域マスタープランに関する都市計画決 定権限は移譲したものの、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整及び都道府県の定める都市 計画との適合を図る観点での都道府県との協議は依然として必要であることから、協議を廃止することは認 められない。

国土交通省 第2次回答

管理番号	253	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)		
提案事項 (事項名)	開発審査会設	置の主体の拡	太大				
提案団体	高岡市						
制度の所管・関係府省							
	国土交通省						

求める措置の具体的内容

条例により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村(以下事務処理市町村) は開発審査会の設置を可能とする。(都市計画法第78条の見直し)

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

現在、都市計画区域において開発行為をしようとする者は、都市計画法第29条第1項の定めにより、都道府 県知事の許可を受けなければならない。当該許可権限について富山県知事の権限に属する事務の処理の 特例に関する条例により、高岡市に移譲されているところ。

市街化調整区域に係る開発行為の許可基準については、同法第34条各号に定めのあるものであるが、同条第1号から第13号に該当しないものについては、第14号により、都道府県知事が開発審議会(同法第78条)の議を経て、同号に掲げる要件に該当するものと認める必要がある。しかしながら、同法第78条において、開発審査会を設置するのは都道府県及び指定都市等(中核市、特例市)とされており、いずれにも該当しない高岡市は開発審査会を設置することができない。すなわち、高岡市は許可の権限があるにも関わらず、一定の場合には県の機関へ審査を委ねなければならない状況となっている。

【制度改正の内容】

開発行為の許可については、都道府県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(事務処理特例条例)により、事務処理市町村に権限が移譲されていることから、開発許可の審査機関としての性質を有する開発審査会についても、同様に取り計らうことができることとすることが望ましい。

現行の定めは前提としながらも、国、県との協議を経るなどして、適当と認められた希望する事務処理市町村は、定型的に処理することが困難な案件においても、地域の実情を踏まえ自らの責任において審査し、自ら許可することができるように、制度を見直していただきたい。

根拠法令等

【都市計画法】:第78条第1項

【開発許可制度運用方針】・Ⅱ-3

回答区分 D 現行規定により対応可能

本提案は、既に過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直し」(平成25年3月12日閣議決定)の決定に至 るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下の通りと考える。

開発審査会については、都市計画法上開発許可権限を有する指定都市等に設置することとされており、開 発許可権限を有しないそれ以外の市に、開発審査会の設置権限を移譲することは困難である。

なお、第186回国会成立「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」(平成26年5月21日公布、同年8 月1日施行)において立地適正化計画制度を創設し、市町村が立地適正化計画を作成し都市計画に居住調 整地域を定めた場合において、当該市町村に開発許可関係事務権限及び開発審査会の設置権限を移譲す ることができることとしたところであり、当該制度の活用を検討されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・現行制度の開発審査会の設置単位は都道府県及び指定都市等であり、土地利用の実際の当事者である 市とは異なる。このため、都道府県と市の協議、連絡調整や審査会の手続き等に時間を要し、工場立地等に 係る事案の場合、市の総合的なまちづくりの視点からのスピード感を持った判断がつきにくくなっている状況 である。

・また、ご指摘のとおり、今般の都市再生特別措置法の改正により、市町村が立地適正化計画を作成し、都 市計画に居住調整地域を定めた場合において、当該市町村に開発許可関係事務権限及び開発審査会の設 置権限を移譲することが可能とされたところであるが、今回の本市の提案は市街化調整区域での開発を適 切かつ迅速に行いたいという趣旨のものであり、本制度を活用することには直結しないものと考える。

・市内に立地する企業に事業拡張等のニーズがある場合に、立地の見通しを検討する必要があることも想 定されるが、本提案の主たる目的は、今後の人口減少社会に対応したコンパクトなまちづくりの方向性や先 述のような企業のニーズを踏まえ、市街化調整区域においてかつて住宅・商業目的などで開発許可を受け た土地・建築物を工場として用途転用し、企業立地の受け皿として活用することにより、市内企業の市外流 出を防いだり、新たな企業誘致につなげていくことにある。

・したがって、そのような開発許可事務の柔軟な運用の必要性を踏まえ、当該権限に関連する事項を審査す る開発審査機能を、条例により都市計画に係る許可事務の権限を受けている市町村に権限移譲することが 適当である。

全国知事会からの意見

事務処理特例により、開発行為の許可権限が市町村に移譲された場合には、市町村において開発審査会を 設置することができるようにするべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となって いるが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市への移譲については、事務処理特例条例による移譲ではなく、法律に基づいた手挙げ方式による移譲を 求める。

なお、国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体と の間で十分確認を行うべきである。

提案を踏まえ、事務処理特例条例により、開発許可に関する事務及び都道府県の開発審査会へ付議する 事務を処理することとされた市町村については、それらの事務をより主体的かつ円滑に行うことができるよう 運用を見直す。

具体的には、当該市町村の案件に係る事務を地域の実情に応じて、効率的かつ円滑に処理する観点か b.

- ・都道府県開発審査会の開催事務(日程調整、案件説明等)を特段の支障(開催経費、都道府県又は他市 町村の案件付議との調整等)がない限り、当該市町村自らが行うことができること
- ・開発審査会に付議するか否かの判断の目安を示した提案基準は、都道府県だけでなく事務処理市町村が 主体的に作成することができること

等を明らかにする技術的助言を発出することについて、運用実態、都道府県の意向等を調査し、その結果等 を踏まえ検討する。

国土交通省 第2次回答

管理番号	395	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)		
提案事項 (事項名)	用途地域等の	都市計画決定	官権限の特別区への移譲				
提案団体	特別区長会						
制度の所管・関係府省							
	国土交通省	_					

求める措置の具体的内容

用途地域等の都市計画決定権限を特別区に移譲するために、都市計画法第87条の3第1項で規定する都市計画法施行令第48条第1項を改正する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

平成24年4月1日、三大都市圏等における用途地域等の都市計画決定権限が市町村に移譲されたが、 特別区においては引き続き、東京都に残されたままとなっている。

用途地域は、合理的土地利用を図る最も基本的な制度であり、土地利用の実情を踏まえて、都市構造や 都市の骨格に即して定める地域に密着した制度である。しかし、現行では、東京都が用途地域の指定権限 等を保持しており、地域に密着した自治体である区は、主体的に地域に関わることができない状況にある。 特別区に決定権限があれば、土地利用の状況等の変化に応じて柔軟に対応ができる等、より臨機に円滑な 指定が可能となる。

【懸念に対する方策】

東京大都市地域の一体性は、国土形成計画をはじめとした都市計画区域の整備、開発及び保全の方針といった自治体の区域を超えた広域計画や都、関係自治体との協議により確保が可能である。

このことから、都市計画決定権限の移譲は一体性を損なうものではなく、権限を移譲することに特段の問題が生じる恐れはないものと考えられる。

また、用途地域は都が決定しているため、同一の用途が区をまたがっている箇所もあるが、現在、用途地域の原案は、区が作成しており、区界の場合、関係自治体と必要に応じて協議して作成しているところである。

※その他(特記事項)欄のとおり、「より具体的な支障事例」「過去の議論に係る意見」については、別紙に記載。

※東京都における「特例容積率適用地区」(1か所):大手町・丸の内・有楽町地区

※東京都における「高層住居誘導地区」(2か所) :港区芝浦四丁目地区、江東区東雲一丁目地区

根拠法令等

都市計画法第87条の3第1項

回答区分 C 対応不可

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、 「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承 知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

特別区は、ほかの自治体と異なり相互に市街地が連担していることから、特別区相互間の広域調整を確保 するため、法律上の制度として都に用途地域等の決定権限を存置しているものであり、本規定の変更等は 困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本提案は、「個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対 応して、地方分権改革を着実に推進していく」として新たに導入された提案募集方式の趣旨に則り、特別区 において検討した結果提出しているものである。

「地域主権戦略大綱」では、地域の自主性及び自立性を高めるための改革として基礎自治体へ権限委譲 を進めるものとし、用途地域権限について基礎自治体への移譲が行われたものと認識している。

このような考えの基で、特別区のみ権限が存置された理由として、「相互に市街地が連担している」としてい るが、市街地が市区町村を超えて相互に連担する地域は、他の都市圏等にも言えることである。また、「広域 調整の確保する」必要については、基本的に現在の都市計画法において十分確保されていると考えるが、2 以上の区にまたがる変更は都決定とするなどの措置で対応できるのではないか。

実際の支障としては、随時適切に行うべきとされる用途地域変更について、基礎自治体である区が地域の 実情に合わせて行うべきところ、都の基準や方針などにより土地利用の変化に対して機動的に行えていな い。特にこれまで市街地変化に対応して都と区で行ってきた用途地域の一斉見直しについて、都では行う予 定がないとしており、地形地物の改変や土地利用の変化に対し区として適切な対応ができない状態である。 現状は、実務上の支障があることと併せて、地方分権の原則や都市計画法の趣旨を鑑みて整合性のある ものではない。あくまでも都の特例を残すのであれば、国として用途地域、地方分権の制度趣旨に基づき、 その理由と見解を明確にすべきである。

全国知事会からの意見

反対である。

市街地の土地利用を定め、都市のあり方を方向付ける用途地域の決定権限を見直すことは、日本の心 臓部・頭脳部の役割を担ってきた東京において、都市としての一体的な機能を発揮させる都市づくりの継 続を極めて困難なものにする。

地域に身近なまちづくりの権限は、既に相当、区市町村に委譲されている。その上で、広域の見地から 都が決定すべき都市計画権限までも委譲するとなれば、歴史的にも連担する市街地において、都が今日 まで取り組んできた、用途地域を活用した一体的な都市づくりが不可能となる。その結果、政治、経済、文 化など、あらゆる面で高次の機能が集積している東京はもとより、首都圏全体の活力が低下し、ひいては 日本全体の国際競争力の失墜を招くことになりかねない。

以上より、首都東京の都市機能等を維持・向上し、住民生活の利便性の向上等を図るため、東京におけ る用途地域等の決定権限は委譲すべきではない。

また、提案のあった事項については、都区間で事務配分の協議を行っている最中であるため、慎重に対 応されたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回回答のとおりであり、東京都との間でよく協議されたい。

国土交通省 第2次回答

管理番号	406	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)		
提案事項 (事項名)	屋外広告物法	に基づく条例	制定権限の移譲				
					-		
提案団体	特別区長会						
制度の所管·関係府省							
	国土交通省						

求める措置の具体的内容

現在、屋外広告物法で規定されている、景観行政団体である市町村の特例において、都道府県との協議に縛られず市町村において屋外広告物条例を定め規制を行うことができるよう求める。

※具体的な条文改正イメージは、別紙のとおり

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が平成16年12月に施行され、市町村である景観 行政団体であっても景観計画に基づく規制等と一元的に行うことを可能とするため、都道府県と普通市町村 とが協議の上、屋外広告物に関する条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、当該都道府県 の条例で、普通市町村が処理することができることとされたが、東京都においては実績がない。

特別区においては、それぞれの地域の実情に合わせ各区が景観行政団体としての屋外広告物の規制に取り組むべきであり、東京都との協議に縛られず、条例制定を可能とする必要がある。

【現行制度で対応困難な理由】

条例制定に向けた正式な協議は行っていないものの、事前に東京都の考えを確認したところ、「首都景観は一体的に統制されるべきと考えている。また、地方都市と異なり街並みの連続性があるため、区境をこえた途端に屋外広告の扱いが異なり景観が変わることは大都市東京にふさわしくないと考えている。過去に相談があった区にも、このような理由で断っている。」との見解が示されているため、制度改正が必要である。

根拠法令等

屋外広告物法26条

回答区分 C 対応不可

屋外広告物法では、同一の行政区域について、都道府県及び市町村が重複して二重に行政を行う事態を避 けるために、そのいずれかが、屋外広告物行政を一元的に担う体系となっている。都道府県は、より広域的 な観点から屋外広告物行政を行っており、市町村の屋外広告物に係る事務を適切に補完するためにも、都 道府県知事が協議するスキームとすることが適切である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

特別区においては、現在、「東京都屋外広告物条例」等に基づき、 東京都と特別区で役割分担し、屋外広 告物行政を行っている。その結果、様々な問題点や支障が生じている。

「1次回答」の中で懸念されている「二重行政の弊害」を回避し、かつ、現行制度で生じている様々な問題 点や支障を解決するためには、現行の都と区の役割分担制を改め、屋外広告物行政について、中核市と同 様の権限の委譲を受け、地域に密着した区が一元的に屋外広告物行政を担う必要がある。大型液晶ビジョ ンや広告宣伝車等様々な支障を解消し、地域にあった屋外広告物行政を行うためには、区が、屋外広告物 行政と景観計画に基づく規制等を一元的に行うこと、景観行政と屋外広告物行政の統一的運用を図ること が、必要である。また、より実効性のある屋外広告物行政を行うためには、屋外広告物の直接規制や違反広 告物対策に加え、屋外広告物業者に対する施策を講じること(営業停止命令等)が是非とも必要であると考え るため、中核市と同様の権限の委譲を求める。

全国知事会からの意見

東京都は、複数の区市町村が一体となって都市圏域を形成しているため、街並みに連続性がある。区境をこ えた途端に屋外広告の扱いが異なり景観が変わることは大都市東京にふさわしくないと考える。当該提案に より、協議なく景観行政団体の条例制定が可能となることは、こうした首都東京の一体的な景観形成を妨げ ることとなるため、東京都としては当該提案については支障があると考える。

また、提案のあった事項については、都区間で事務配分の協議を行っている最中であるため、慎重に対応さ れたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

屋外広告物法では、違反広告物の強制撤去等、景観法と比べてより大きな権限が付与されることや住民、 屋外広告物業者等の予見可能性を損なわないために、原則として、広域自治体たる都道府県が屋外広告物 行政を担うこととしている。

その上で、屋外広告物法第28条では、都道府県が条例を定めた場合には、景観行政について能力と意欲 のある市町村である景観行政団体に対して、特例として事務権限を移譲し、屋外広告物行政を行うことが可 能な制度としている。(屋外広告物法第3条から第5条まで、第7条又は第8条の規定に基づく条例の制定又 は改廃に関する事務の全部又は一部)

国土交通省 第2次回答

管理番号	50	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都市計画法の	の実施			
提案団体	愛知県				
制度の所管・	関係府省				
	国土态通少				

求める措置の具体的内容

都道府県はおおむね5年ごとに都市計画に関する詳細な基礎調査を行うこととされているが、そもそも地域が主体的なまちづくりを進めるに当たって必要となる調査は、地域の実情に応じて実施されるべきである。このため、都市施設の位置、利用状況及び整備の状況、土地利用等の5年間で大幅な変化が生じない調査項目については「必要があると認めるとき」に実施する旨の規程に改めるべき。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】

おおむね5年に1回の人口や建物の立地状況等の調査が義務づけられている。

【支障事例】

例えば、本県では、5年をかけて全調査項目を実施しており、毎年50,000千円程度の調査費を要している。 【求める措置内容】

しかし、5年間で大幅な変化が生じない調査項目(市街化調整区域内の都市施設や土地利用等)もあることから、地域の実情にあわせ、必要に応じた調査期間の選択及び実施が可能となるよう、調査項目によっては地域の実情に応じた調査期間の選択が可能となるよう基礎調査の実施方法を見直すべきである。

根拠法令等

都市計画法第6条第1項

回答区分 C 対応不可

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定) の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

人口減少、少子高齢化が進み、中心市街地の衰退や空き地、空き家の増加などの都市的課題に直面してい る状況においては、事業実施のみならず、土地利用の観点からも都市計画の不断の見直しを行っていくこと が必要である。その前提として、基礎調査によって都市の現況および将来の見通しを的確に把握することが 必須であり、当該基礎調査に係る経費については、地方交付税の算定の積算根拠とされてもいるところ。こ のため、引き続き、少なくとも概ね5年ごとの基礎調査を行うことが必要。

なお、地域の実情に沿った効率的な調査が実施できるよう、人口、土地利用、交通等に関する調査内容の簡 素化に向けた都市計画基礎調査実施要領の見直しを昨年6月に実施したところであり、これによって調査項 目の削減等が行われているところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

回答の主旨は理解できるが、調査項目の削減のみならず、調査対象とする地域や期間についても地域の 実情に応じて選択が可能となるよう対応をお願いしたい。

全国知事会からの意見

都市計画法の規定に基づく基礎調査の実施の義務付けは廃止するべきである。なお、地方分権改革推進委 員会第2次勧告ではメルクマール非該当とされている。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回回答のとおり。

なお、都道府県が県下統一的に調査を実施する中で、市町村に資料・データの提出その他必要な協力を求 めるなどして適切に役割分担を図り、作業の合理化、事務負担の軽減等の工夫をすることが可能である。

国土交通省 第2次回答

管理番号	93	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)					
提案事項 (事項名)	都市計画基礎	調査の実施権	権限の指定都市への移譲							
	-									
提案団体	新潟市	新潟市								
制度の所管・関係府省										
	国土交通省									

求める措置の具体的内容

都市計画基礎調査の実施主体を現行法の都道府県から指定都市に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

都市計画運用指針において『都市計画の決定に当たっては、市町村が中心的な主体となるべきであり、市町村の区域を超える特に広域的・根幹的な都市計画についてのみ、都道府県が決定することとしている』こと、並びに区域区分や都市計画区域マスタープランの決定が、指定都市へと移譲が進んでいることを踏まえ、都市計画立案の基となる都市計画基礎調査についても指定都市が主体となるべきである。

【支障事例】

新潟県の都市計画基礎調査は、県と関係市町で役割分担し実施しているが、土地利用や建物利用に関する 調査など調査ボリュームが大きい調査項目は、関係市町が実施しているのが実態である。

人口調査など調査区分の設定は関係市町の案をもとに行われているが、調査途中における修正や変更に対応されないなど、調査実施途中の変更に対する柔軟性が欠ける部分が生じたほか、調査区分による人口データをGIS対応の成果データとしたかったが、県及び関係市町間で調整がつかず、それが叶わなかった事例がある。

【制度改正の効果】

指定都市が調査主体となれば、指定都市独自による調査区分の設定や、調査結果データをGIS対応の仕様とするなど、指定都市が必要とする調査を柔軟に実施することができる。

【懸念に対する方策】

都道府県の都市計画区域の指定などに必要な調査については、あらかじめ、都道府県と指定都市が相談 し、調査項目やその仕様を決めておくことで、調査の統一性を保つことが可能と考える。

権限移譲に伴う指定都市の事務負担の増加については、現在の都道府県に対する交付税措置と同様に指 定都市に対する交付税措置で支援していただきたい。

根拠法令等

都市計画法第6条、都市計画運用指針「Ⅲ-2運用に当たっての基本的考え方 2市町村の主体性と広域的な調整」

回答区分 C 対応不可

本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」(平成25年12月20日閣議決定)の 決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

都市計画基礎調査は、都道府県による都市計画区域の指定の前提となるものであり、市町村の区域を超え た広域的な見地から行う必要があるため、都道府県が実施することが適切である。都市計画区域の指定に 当たっては、市街地の状況等を総合的に勘案する必要があり、都市計画基礎調査によって、都道府県が都 道府県の区域の都市の現況及び将来の見通しを、的確かつ統一的に把握する必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都市計画基礎調査は都道府県による都市計画区域指定の前提のみならず、都市計画区域マスタープラ ン、区域区分、地域地区、都市施設など、あらゆる都市計画の決定・変更の基となる調査である。

また、都市計画の決定・変更は、都市計画基準に従って行わなければならないが、基準の適用に当たって は、基礎調査の結果に基づいて行わなければならないとされている。(都市計画法第13条第1項19号)

都市計画区域マスタープランや区域区分の決定など都市計画決定にかかる権限移譲が指定都市へ進ん でおり、指定都市の役割は増している。それにも関わらず、基礎調査においては従来どおり都道府県が行う こととされており、指定都市が都市計画決定するに当たり必要と考える項目を盛り込んだ基礎調査を行おう としても実施できず、支障をきたしている。したがって、指定都市の主体的な都市計画決定を実現させるため に、当該都市計画立案の基となる基礎調査についても指定都市に移譲すべきである。

都市計画区域の指定・変更に必要な調査項目は、あらかじめ都道府県と指定都市が協議して決めておけ ばよく、都市計画によるまちづくりを主体的に行う指定都市に権限移譲した上で、都道府県の求めに応じ指 定都市が調査結果を提供することで支障にはならないと考えられる。

全国知事会からの意見

第4次一括法によって一の指定都市の区域内の都市計画に係る都市計画区域マスタープランの決定が指 定都市に移譲されたことを踏まえ、一の指定都市の区域内の都市決定に係る都市計画基礎調査の権限は 指定都市に移譲するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

都市計画基礎調査は、都道府県による都市計画区域の指定をはじめとする都市計画区域全体における都 市計画の基礎となる調査であり、都道府県が広域の見地から区域内の都市の現況及び将来見通しを的確 に把握するため、第一義的な責任をもって調査を行うとしつつ、関係市町村に対し必要な協力を求めること で適切に役割分担、情報共有をすることが適切である。市町村が実施する調査結果を活用するなど、調査 がより効果的・効率的なものとなるよう、都道府県と市町村間で十分に協議・調整を図られたい。

なお、市町村が主体的な都市計画決定を進めていく上で、市町村が独自に調査して得られた結果を基に 都市計画を見直すことも可能であることから、市の主体的な都市計画決定を実現することができないとの指 摘には当たらない。

国土交通省 第2次回答

***	还未色力	D 地力に対	りる規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)				
都市計画基礎調査の実施主体及び実施時期の見直し									
京都府∙徳島県	Į								
関係府省									
国土交通省									
具体的内容									
情に応じた都市	計画に関する	る基礎調査の実	産施義務の廃止						
5事例、地域の	実情を踏ま	えた必要性等							
- · · ·	~シに都市計	画に関する詳細	州か其礎調査を行	テラニととされて	ているが 地域が主体的				
	ぎある。								
	区域や土地和	J用·基盤整備	状況に大きな変化	とがない区域 ⁻	では、新たに調査を行う				
		水の/こ(の() 円)	1110 (20 270)	のこ的などのこと	110天旭,6日700元足				
	都市計画基礎 京解生産の 京保土産の 京保土産の 京保土産の 京の 京の ではりたででであるででである。 ではいるででであるでである。 ではいるでであるでである。 ではいるでであるでである。 ではいるでであるでである。 ではいるではいるでは、現ででは、現ででは、現ででは、現ででは、現ででは、現ででは、現ででは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、こ	京都府・徳島県 関係府省 国土交通省 具体的内容 情に応じた都市計画に関する 事例、地域の実情を踏ま の内容 はおおむね5年ごとに都市計 りを進めるに当たって必要施されるべきである。 ま支障事例】 開されていない区域や土地利 こしいが、現行法に基づき5年費を要しているため、「都道所	都市計画基礎調査の実施主体及び実施時京都府・徳島県 関係府省 国土交通省 関本の内容 情に応じた都市計画に関する基礎調査の実 を動力を進めるに当たって必要となる調査であり に対していないとはなるに当たって必要となる調査であり に対していないとはか土地利用・基盤整備に 関されていないと域や土地利用・基盤整備に としいが、現行法に基づき5年をかけて全都 費を要しているため、「都道府県または市町	都市計画基礎調査の実施主体及び実施時期の見直し 京都府・徳島県 関係府省 国土交通省 具体的内容 情に応じた都市計画に関する基礎調査の実施義務の廃止 動事例、地域の実情を踏まえた必要性等 の内容 はおおむね5年ごとに都市計画に関する詳細な基礎調査を行りを進めるに当たって必要となる調査であり、実施時期や主理施されるべきである。 (支障事例) 開されていない区域や土地利用・基盤整備状況に大きな変付 としいが、現行法に基づき5年をかけて全都市計画区域の調費を要しているため、「都道府県または市町村が、必要がある。	都市計画基礎調査の実施主体及び実施時期の見直し 京都府・徳島県 関係府省 国土交通省 列具体的内容 情に応じた都市計画に関する基礎調査の実施義務の廃止 (重事例、地域の実情を踏まえた必要性等 (の内容) はおおむね5年ごとに都市計画に関する詳細な基礎調査を行うこととされていを必要となる調査であり、実施時期や主体を限定すると応されるべきである。 (支障事例) 開されていない区域や土地利用・基盤整備状況に大きな変化がない区域で表しいが、現行法に基づき5年をかけて全都市計画区域の調査を行ってお費を要しているため、「都道府県または市町村が、必要があると認めるとき				

根拠法令等

都市計画法第6条第1項

回答区分 C 对応不可

本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」(平成25年12月20日閣議決定)、 「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)の決定に至るまでの議論)にお いて結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

都市計画基礎調査は、都道府県による都市計画区域の指定の前提となるものであり、市町村の区域を超え た広域的な見地から行う必要があるため、都道府県が実施することが適切である。都市計画区域の指定に 当たっては、市街地の状況等を総合的に勘案する必要があり、都市計画基礎調査によって、都道府県が都 道府県の区域の都市の現況及び将来の見通しを、的確かつ統一的に把握する必要がある。

また、人口減少、少子高齢化が進み、中心市街地の衰退や空き地、空き家の増加などの都市的課題に直面 している状況においては、事業実施のみならず、土地利用の観点からも都市計画の不断の見直しを行って いくことが必要である。その前提として、基礎調査によって都市の現況および将来の見通しを的確に把握す ることが必須であり、当該基礎調査に係る経費については、地方交付税の算定の積算根拠とされてもいると ころ。このため、引き続き、少なくとも概ね5年ごとの基礎調査を行うことが必要。

なお、地域の実情に沿った効率的な調査が実施できるよう、人口、土地利用、交通等に関する調査内容の簡 素化に向けた都市計画基礎調査実施要領の見直しを昨年6月に実施したところであり、これによって調査項 目の削減等が行われているところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都市計画基礎調査は、都市計画区域ごとに実施することとされているが、都市計画区域によっては1市町村 でひとつの都市計区域を指定しているケースもあり、また、複数市町村による広域都市計画区域において も、実際の調査実施の過程において、必要な人口規模、市街地の面積や土地利用の状況について、国勢調 査等、既存調査の結果を活用する際、各データは市町村単位で収集することとなる。

貴省の御意見では、都市計画基礎調査は都道府県が市町村を越えた広域的な見地から行う必要とのことで あるが、実際は、必要に応じて市町村別のデータを統合し、広域的な調査結果を得ているものである。 都市的課題の解決に向け、都市計画基礎調査により区域の客観的なデータを得ることが必須であることに は本府も異議はないが、社会情勢の変化が及ぼす都市的課題については、地域によってはその変化のス ピードや状況が異なることから、一律に同一の間隔で調査を実施することが適切でない場合もあり、実施主 体及び実施する間隔は地域の実情に応じた柔軟な取扱を求める。

全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、都市計画法の規定に基づく基礎調査の実施の義務 付けは廃止するべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回回答のとおり。

なお、都道府県が県下統一的に調査を実施する中で、市町村に資料・データの提出その他必要な協力を 求めるなどして適切に役割分担を図り、作業の合理化、事務負担の軽減等の工夫をすることが可能である。

国土交通省 第2次回答

 管理番号
 670
 提案区分 A 権限移譲
 提案分野 土地利用(農地除く)

 提案事項 (事項名)
 一の指定都市の区域を一の都市計画区域とすることによる指定都市の都市計画決定権限の強化

 提案団体
 堺市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市計画法5条第1項に規定する都市計画区域を指定するときは、一の指定都市の区域を一の都市計画区域とする旨の規定の設置

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

区域区分の変更は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(特に、同方針の中に定める「区域区分の決定に関する方針」)に即して行わなければならない。

広域都市計画区域に属する本市(指定都市)が区域区分の変更を行うためには、都道府県が決定権限を有する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(特に、同方針の中に定める「区域区分の決定に関する方針」)について、都道府県が作成するものをベースに調整する必要がある。

制度上、法第15条の2の申出、法第18条の意見聴取、法第87条の協議により、指定都市の考えを大阪府へ伝えることが可能であり、現状は実務的協議により内容の調整を行っている状況である。

【制度改正の必要性】

一方、単独都市計画区域である指定都市は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定権限を 有するため、当該指定都市の考えで「区域区分の決定に関する方針」を定めることができる。

同じ指定都市であっても、都道府県が定める都市計画区域(広域都市計画区域か単独都市計画区域)により、権限の格差が生じている。

【制度改正の内容】

一の指定都市の区域を一の都市計画区域(単独都市計画区域)とする旨の法整備を行うことにより、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の権限を全ての指定都市が有することになり、主体性が発揮できるとともに、指定都市の格差が解消される。

根拠法令等

都市計画法第5条、第6条の2、第15条、第87条の2

回答区分 C 対応不可

本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」(平成25年12月20日閣議決定)、 「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22 年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

都市計画区域は、地域の自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等に関する現況及び推移 を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域について指定されるもので あり、必ずしも行政区域単位でとらえるのではなく現実の市街地の広がり等も考慮したうえで指定されるもの である。

区域区分の有無やその方針を定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画(都市 計画区域マスタープラン)については、都市計画区域が一の市町村の区域の内外にわたり指定されうるこ と、周辺市町村への影響等を総合的に勘案して定める能力が必要となることから、都道府県が定めることと されている。

都市計画区域マスタープランには、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計 画の決定の方針を定めるよう努めるものとされており、それらの都市計画には、一の市町村の区域を超える 広域の見地から決定すべき地域地区、都市施設に関する都市計画等の都道府県が決定する都市計画も含 まれているため、広域の見地から都道府県が決定することが適切である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都道府県が定める都市計画区域(広域都市計画区域か単独都市計画区域)により、指定都市の間で権限の 格差が生じている。

権限の格差を解消し、全ての指定都市で地方分権改革の目的を完遂するためには、当該措置を講じること が必要と考える。

全国知事会からの意見

都市計画区域は一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として指定されるべきも のである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

都市計画区域は、地域の自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等に関する現況及び推移 を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域について指定されるもので あり、必ずしも行政区域単位でとらえるのではなく現実の市街地の広がり等も考慮したうえで指定されるもの であり、大阪府との間でよく協議・調整されたい。

国土交通省 第2次回答

管理番号 713 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

地方公共団体が行う市街化調整区域内の開発行為等について開発許可を不要とすること

提案団体 型籠町

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

開発許可権者が行う開発行為または建築行為(以下「開発等行為」という。)については、行為目的により必要な開発審査会の議を不要とすることを含めて許可制度対象外とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【法改正による規制強化】

都市計画法第29条(43条)においては、線引き都市計画区域内では、開発許可権者についても開発等行為の目的によって、許可制度の対象となっている。現行法は、「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律」による都市計画法の改正(H18.5.31公布)によるものであるが、この法改正以前においては、開発許可権者が行う開発等行為は許可対象外とする規定があった。つまり、法改正により、国・県のみならず、事務権限移譲市町村も一律に開発等行為への規制強化となった。

【今後の懸念】

今後において、「個性を活かし自立した地方」に向けたまちづくりを推進するにあたっては、市町村が設置する施設(建築物)の用途がますます多様化するとともに、開発等行為も多岐にわたるものと推測される。案件によっては開発審査会(事務局:県)を経る必要が生じるものとなるが、開催は3ケ月毎を予定としており、そのため開発許可権者側も相当の事務量を費やしている一方で、付議は、開発権者が許可妥当と判断するもののみ上程していることから、実質的に形骸化していくことも考えられる。

【制度改正の必要性】

市町村が強い意志をもって行う政策としての開発等行為は、市町村が定めている土地利用計画上の整合等を踏まえ位置を選定し、他法令との調整を経て行うものでもあり、まちの特色や独自性を活かし、地方公共団体がスピード感あふれる住民サービスの向上や大幅な事務量の削減のためにも、地方公共団体、特に事務権限委譲市町村が行う開発等行為に対しては、開発許可制度適用除外とすべきと考えるものである。

根拠法令等

都市計画法第29条及び43条

回答区分 C 対応不可

市町村が行う開発等行為について、民間等による開発等行為であれば許可を要することとの均衡を図る観 点等から、「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律」(平成18年5月31日公 布)において、開発許可を要することとした。

但し、市町村については都市計画法第34条の2第1項及び第43条第3項の協議が成立することをもって、許 可があったものとみなされることとしているところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都市計画法第34条の2第1項及び第43条第3項の協議においても、案件によっては開発審査会の議を要す ることとなり、相当な事務量が必要となることは、なんら変わらないものである。地方分権改革に関する提案 募集の趣旨を勘案し、仮に「協議の成立」を必要するにしても、市町村が行うことができる開発等の範囲を拡 大する等、望むものである。

全国知事会からの意見

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、国土交通省から現行規定による対応が可能である旨の回答があることから、事実関係について提案 団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回回答のとおり。

なお、平成18年改正においては、生活圏の広域化が進むとともに、大規模な病院や市役所等の公共公益 施設が市街化調整区域等の郊外部へ移転する事例が多数出現し、一部で無秩序な開発を誘引したことか ら、市町村が行う開発等行為について新たに開発許可の対象としたものである。

国土交通省 第2次回答

管理番号	674	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)			
提案事項 (事項名)	都市計画事業の認可権限に係る指定都市への移譲							
1								
提案団体	横浜市							
制度の所管・関係府省								
	国土交通省							

求める措置の具体的内容

現在指定都市が都道府県知事の認可を受けて施行することになっている都市計画事業の認可権限を指定都市に移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】

都市計画法第61条において、「事業の内容が都市計画に適合し、かつ事業施行期間が適切であること」と規定されていることからも、都市計画と事業の認可は一体のものである。現在、県の認可を受けるには、本市所管課(建築局都市計画課)が事業部署にヒアリングし、確認・調整しながら認可図書等の取りまとめを行い、県へ説明しているため、認可に伴う事務処理などに時間を要している。また、都市計画決定権者と認可権者が別のため、事務効率に支障が生じている。

【懸念に対する方策】

都市計画事業認可権限の移譲に際しては、例えば事務処理の所管部署を別部署にするなど、土地収用に関する権限を事業認可権者と分けることで、収用に対する公平性・公正性・透明性を確保できると考える。なお、土地収用法の事業認定権限を県に残す制度の創設なども検討していく必要があると考える。都市計画事業の認可権限が指定都市に移譲されれば、地域の実情に応じ事業効果の早期発現を優先に考えた事業推進が可能となり、事業の進捗にあわせた迅速な事務処理の実現により事業期間の短縮につながる。

【法改正イメージ】

都市計画法第87条の2に、「指定都市の区域においては、第59条から第64条にかかわらず、都道府県知事 又は都道府県が行うとされている事務においては指定都市の長又は指定都市が行うものとする。」という条 文を追加する。

根拠法令等

都市計画法第59条

回答区分 C 对応不可

本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」(平成25年12月20日閣議決定)、 「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22 年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

都市計画事業は、その認可により、土地収用法上の収用権が付与されることから、土地収用法の仕組みと 整合性をとる必要がある。収用権付与については、地域の利害と一定の距離を置いた第三者がチェックを行 い、公平性・公正性を確保することが必要であることから、土地収用法においても、収用権を付与する事業の 認定は都道府県知事が行っているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都市計画事業認可権限の移譲に際しては、例えば事務処理の所管部署を別部署にするなど、土地収用に 関する権限を事業認可権者と分けることで、収用に対する公平性・公正性・透明性を確保できると考える。

全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ、都市計画事業の認可権限については、都市計画決定権者 に移譲するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

都市計画事業は、その認可により、土地収用法上の収用権が付与されることから、土地収用法の仕組みと 整合性をとる必要がある。収用権付与については、地域の利害と一定の距離を置いた第三者がチェックを行 い、公平性・公正性を確保することが必要であることから、土地収用法においても、収用権を付与する事業の 認定は都道府県知事が行っているところである。

国土交通省 第2次回答

管理番号	83	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)		
提案事項 (事項名)	市施行土地区画整理事業の認可権限の市への移譲						
提案団体	新座市						
制度の所管・関係府省							
	国土交通省						

求める措置の具体的内容

市が土地区画整理事業を施行しようとする場合には、事業計画に定める事項のうち、「設計の概要」について、知事の認可を受けなければならないが、当該認可の権限について、移譲を希望するものである。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

(仮称)大和田二・三丁目地区土地区画整理事業は、市街化調整区域から市街化区域への編入と合わせて 市が実施するもので、現在事業計画等を作成している。

本地区は、速やかに事業を完了するため、法的な事業認可が得られるまでの間に、企業誘致や想定換地割込みを行っている。

しかし、設計概要の認可が遅れ、結果として事業に遅れが生じた場合、進出企業の撤退等を誘因するとともに、関係地権者の意欲低下につながることが懸念される。

このことから、事業のスタートとなる「設計の概要」の認可が速やかに行われる必要がある。

なお、地方公共団体施行の土地区画整理事業において、スピード感を持って事業を推進していく潜在的な ニーズは高いと推察される。

以上のことから、現在、県が有している市施行土地区画整理事業の認可権限について、市に移譲願うものである。

【過去の議論を踏まえた検討】

設計の概要については、省令第9条において、詳細な技術基準が定められており、これに基づけば、適否の 判断は市でも可能である。実際に、組合施行の土地区画整理事業については、既に市に認可の権限が移譲 されており、市は省令第9条等に基づいて審査し、認可事務を行っている。

また、事業計画については、設計の概要を含め公衆の縦覧に供し(法第55条第1項)、利害関係者は意見書を提出することができ(同条第2項)、当該意見書については都市計画審議会に付議しなければならない(同条第3項)こととなっており、利害関係者の意見や専門家等第三者の判断を考慮する制度が確立されているため、市が独断で定めるものではない。

根拠法令等

土地区画整理法第52条第1項

回答区分 C 対応不可

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定) の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論においては「土地区画整理事業は、その事業の性質から関係権利者の権利に強い制限を かけるものであり、事業の施行については、慎重な判断をすべきものである。そのため、土地区画整理事業 の認可の主体については、地域の利害と一定の距離を置いた第三者がチェックを行い、公平性・公正性を確 保することを必要としているところ。従って、市施行の土地区画整理事業の認可については、都道府県知事 が行うこととすべきであり、都道府県知事による認可を廃止することは困難である。」としているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	

全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ、市施行土地区画整理事業の認可権限については、土地区 画整理事業に係る都市計画決定権者(50ha以下は市町村、50ha超は都道府県)に移譲するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

手挙げ方式による移譲について、提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で納得いただいたものと考えている。

国土交通省 第2次回答

管理番号 405 提案区分 A 権限移譲 提案分野 土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

市街地再開発事業を施行しようとするときは「市町村にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない(特別区を含む)」と都市再開発法に定められているが、市町村が決定をした市街地再開発事業においては、市町村施行を除き、市町村は都道府県知事に協議をしたうえで市街地再開発事業の認可をすることができるよう、法改正をされたい。

※その他(特記事項)のとおり「具体的な条文改正イメージ」は別紙に記載

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

都市再開発法に基づいて、土地の合理的かつ健全な土地利用と都市機能の更新が必要な区域として都市計画に定めた区域内において、土地所有者等が権利変換方式による共同ビル建設を促進するための手続きであり、住民に最も身近で地域の実情に詳しい区市町村が認可事務処理することが好ましい。そのことにより、区市町村の独自性を発揮でき、事業期間も短縮することができる。なお、区市町村施行については、都道府県の認可事務とすることとされたい。

【制度改正の効果等】

権限移譲がされた場合の効果として、「地元市町村からの経由事務が不要となる。地権者の合意形成状況を的確に把握できる。地元市町村からの意見聴取が不要となる。公共施設管理者との協議状況を的確に把握できる。従前従後配置の照応関係が的確に把握できる。過小床基準を速やかに判断できる。従前従後配置の照応関係が的確に把握できる。」といった事務処理が効率化されることが見込まれる。

また、特別区における本業務を処理するために必要な技術職の職員確保については、区毎ではなく、特別区人事委員会の共同処理によりスケールメリットを活かして採用等を行うことから可能である。

※その他(特記事項)のとおり、「東京都における本業務の実績」は別紙に記載。

根拠法令等

都市再開発法第7条の9、第11条

回答区分 C 対応不可

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定) の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論においては「都道府県知事が処理している個人施行者又は再開発会社による第一種市街 地再開発事業の施行の認可、市街地再開発組合の設立及び事業計画の認可、個人施行者、市街地再開発 組合又は再開発会社による第一種市街地再開発事業の権利変換計画の認可並びに同事業に対する措置 命令及び監督(7条の9第1項、11条1項から3項、50条の2第1項、72条1項、124条3項、124条の2、125 条、125条の2)については、指定都市へ移譲する。」としているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本提案は、「個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対 応して、地方分権改革を着実に推進していく」として新たに導入された提案募集方式の趣旨に則り、特別区 において検討した結果提出しているものである。

また、特別区における再開発事例は、その他市町村に比して多くの蓄積がある。ついては、左記の過去の 結論にある指定都市に特別区を付け加えられたい。

全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、個人施行に係る第一種市街地再開発事業の施行の認 可は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

指定都市に移譲している実績があることから、手挙げ方式による移譲について、提案団体の意見を十分に 尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

個人・再開発会社による事業の施行の認可、市街地再開発組合の設立認可等の事務を適切に遂行するた めには、実際に認可等の実務に携わり、習熟することが必要であり、地域の発意や地域における再開発事 業の事例の蓄積のみをもって権限を移譲することは適切ではない。

個人・再開発会社による事業の施行の認可、市街地再開発組合の設立認可等については、私人の財産権 に大きな影響を及ぼすことから、事業の円滑な施行の担保と私人の財産権の制限との比較考量や技術的な 審査を慎重かつ適切に行える体制・能力が必要不可欠である。このような観点を踏まえ、検討が行われた結 果、「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)において、指定都市への権 限移譲が妥当であると結論づけられたところ。

国土交通省 第2次回答

管理番号 48 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

埋立地の権利移転等・用途変更に係る都道府県知事の許可に係る国土交通大臣の協議の廃止

提案団体

愛知県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

港湾管理者は、背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行っており、また、埋立地の有効かつ適切な利活用の促進の観点から、用地の売却・貸付についても迅速に対応する必要があり、公有水面の埋立地に関する国土交通大臣の協議は廃止すべき。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

公有水面埋立法第27条第3項において、都道府県知事(港湾管理者)が権利移転等に係る許可をするときに、同法第29条第3項において、都道府県知事(港湾管理者)が用途変更に係る許可をするときに、それぞれ国土交通大臣に協議することが定められている。しかしながら、昨今の経済事情においては、企業が埋立地を取得するにあたってのあり方が多様化してる上、経営判断が迅速化しているため、一刻も早い許可を求められている。すでに標準ガイドラインが示されており、これに則した厳正な審査を港湾管理者が行うことで、期間の短縮化が図られその企業ニーズに応えることができ、なおかつ埋立地を有効に利活用をしていくことができる。

【事情変更(現行制度の支障事例)】

企業との交渉端緒において、通常の契約行為に要する期間とは別に、4か月(大臣協議1月とその事前調整3月)が必要であることを説明すると、調達コストの見通し・出店計画など経営判断に時間を要することになり、進出をためらう要因となっている。標準ガイドラインのなお書きでは、この期間の柔軟な対応が可能とされているが、企業のリスク管理としては4か月を見込む必要がある。

また、外資系企業の進出事例が増加傾向にあり、同協議による保留条件を付けた契約に難色を示される。さらに、港湾利用としての埋立地の取得形態が多様化しており、様々な企業提案スキームに対して、港湾管理者として機動的に個別的判断が必要な事例もある。

根拠法令等

公有水面埋立法第27条第3項、第29条第3項

回答区分 C 对応不可

本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論)において結論が出ている と承知している。

なお、過去の議論においては、「公有水面は、法律上、国の所有に属する公共の用に供されるべき水域で あることから、一定の埋立については、その埋立免許に際し、国の経済活動や海上交通の安全・防災等の観 点から、国が認可を行っている。埋立地の処分・用途変更の際においても、同様の観点から、大臣協議によ り埋立地の適正な利用を担保することが必要である。」との観点から、「協議の迅速化を図るため、事前調整 を含めた標準的な処理期間を設定するとともに、(中略)協議に関するガイドラインを作成する。」と結論が出 ており、平成25年6月28日付けで通知を行っている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

国土交通大臣の協議については、企業のニーズや地域の実情に合わせた有効利活用推進に対して速や かな対応が可能となるよう、更なる迅速化への改善をお願いしたい。

全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、埋立地の権利移転等、用途変更の許可に当たっての国土交 通大臣への協議は廃止するべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

- 第1次回答の通り、本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論)に おいて結論が出ていると承知している。
- 〇 なお、平成25年6月28日付けで発出している「公有水面埋立地に係る権利の移転等及び用途変更並 びに制限期間の短縮に関する標準ガイドライン」において、「早急に大臣協議が必要な場合は柔軟に対応す る」としているところであり、迅速な対応を要する場合は、個別にご相談頂きたい。
- また、同ガイドラインにおいて、処分計画書どおりに処分する埋立てについては、竣功認可後公募手続き 前に一括して大臣協議を行う「包括事前協議」を認めることとしている。包括事前協議を行うことにより、相手 方の選定後、速やかに処分することが可能となるので、活用を検討されたい。

国土交通省 第2次回答

管理番号	215	提案区分	B 地方に対す	る規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)			
提案事項 (事項名)	埋立地の権利	埋立地の権利移転等に係る都道府県知事の許可に係る国土交通大臣の協議の一部廃止							
(T'X II)									
提案団体	福島県								
制度の所管・	関係府省								
	国土交通省								
求める措置の)具体的内容								
				で臣への協議に	ついて、免許	出願時に権利移転に係			
る要件を消	満たしている場合	ない要とする	5.						
具体的な支障	章事例、地域の	実情を踏ま	えた必要性等						
						国土交通大臣の認可を 引係)の添付図書におい			
						料を添付しており、分譲			
						大臣の協議が必要とさ			
			。このため、免i ることを求める。		ざおりに権利移	転する場合について			
16、日工	と過入正 ***・**・**・**・*・*・*・*・*・*・*・*・*・*・*・*・*	成と「女こう	-9CCE/N07-00						

根拠法令等

公有水面埋立法第27条第3項

回答区分 C 对応不可

本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論)において結論が出ている と承知している。

なお、過去の議論においては、「公有水面は、法律上、国の所有に属する公共の用に供されるべき水域で あることから、一定の埋立については、その埋立免許に際し、国の経済活動や海上交通の安全・防災等の観 点から、国が認可を行っている。埋立地の処分・用途変更の際においても、同様の観点から、大臣協議によ り埋立地の適正な利用を担保することが必要である。」との観点から、「協議の迅速化を図るため、事前調整 を含めた標準的な処理期間を設定するとともに、(中略)協議に関するガイドラインを作成する。」と結論が出 ており、平成25年6月28日付けで通知を行っている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

<回答>

本提案は、通知を受けたうえでの更なる措置の提案である。

国から認可を受けた埋立免許の処分計画書の内容に基づいて埋立地の処分を行うのであれば、埋立地の 適正な利用について国の確認は受けており、その場合の埋立地の処分に係る大臣協議については、事務処 理が2重となるものであるため不要としていただきたい。

全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、埋立地の権利移転等、用途変更の許可に当たっての国土交 通大臣への協議は廃止するべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

- 第1次回答の通り、本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論)に おいて結論が出ていると承知している。
- 免許に係る認可時は、埋立の実施の可否を判断するため、埋立が国土利用上適正かつ合理的であるこ と、埋立地の用途が法定計画に違背しないこと、埋立地の処分方法や予定対価が適正であること等を、願書 や処分計画書等の添付図書により確認している。一方、処分等の許可に係る協議時は、埋立造成後に免許 どおりの土地利用・処分がなされるよう担保するため、実際の処分方法や対価等を確認しており、免許出願 時と手続が重複するものではない。
- 〇 なお、平成25年6月28日付けで発出している「公有水面埋立地に係る権利の移転等及び用途変更並 びに制限期間の短縮に関する標準ガイドライン」において、「早急に大臣協議が必要な場合は柔軟に対応す る」としているところであり、迅速な対応を要する場合は、個別にご相談頂きたい。
- また、同ガイドラインにおいて、処分計画書どおりに処分する埋立てについては、竣功認可後公募手続き 前に一括して大臣協議を行う「包括事前協議」を認めることとしている。包括事前協議を行うことにより、相手 方の選定後、速やかに処分することが可能となるので、活用を検討されたい。

国土交通省 第2次回答

管理番号	803	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

港湾区域内の埋立地に係る権利移転等の許可に関する大臣協議の廃止

提案団体 | 兵庫県、京都府、大阪府、徳島県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

港湾区域内の埋立地に係る権利移転、用途変更等の許可について、国土交通大臣協議を廃止することを求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

港湾管理者が行う港湾区域内の埋立地に係る権利移転、用途変更等の許可について、埋立面積50ha超等の国の認可を要する埋立ての場合は、埋立に関する工事竣功の告示日より起算し10年以内は国土交通大臣への協議が必要とされている。

当該協議に係る審査内容は、処分価格、処分相手方の選考方法、用途等で、都道府県が行う許可基準と同じであって重複が生じている。この審査には事前協議を開始してから約2~3ヶ月の期間を要しており、迅速な事務処理を行ううえで支障が生じている。

【制度改正の必要性】

港湾管理者は背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行っており、埋立地の有効かつ適切な利活用の観点から、国土交通大臣への協議を廃止することにより、用地の売却・貸付、用途変更について迅速な対応が可能となる。これにより、国・都道府県双方の事務の効率化が図られ、早期に進出を希望する民間企業等のニーズにタイムリーに対応できる。

根拠法令等

公有水面埋立法第27条第3項、第29条第3項

回答区分 C 对応不可

本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論)において結論が出ている と承知している。

なお、過去の議論においては、「公有水面は、法律上、国の所有に属する公共の用に供されるべき水域で あることから、一定の埋立については、その埋立免許に際し、国の経済活動や海上交通の安全・防災等の観 点から、国が認可を行っている。埋立地の処分・用途変更の際においても、同様の観点から、大臣協議によ り埋立地の適正な利用を担保することが必要である。」との観点から、「協議の迅速化を図るため、事前調整 を含めた標準的な処理期間を設定するとともに、(中略)協議に関するガイドラインを作成する。」と結論が出 ており、平成25年6月28日付けで通知を行っている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・国土交通大臣協議を要しない、一定規模以下の地方港湾に係る埋立地等の権利移転、用途変更等の手 続きについては、従来から港湾管理者が適切に行なっている。さらに、国土交通大臣協議を要する手続きに おいても、その審査内容は処分価格、処分相手方の選考方法、用途の適合等であり、都道府県が行なう許 可基準と同じである。

・港湾区域内の埋立地に係る権利移転等の許可に関する同協議には、事前協議から約2~3か月の期間を 要しており、早期に進出を希望する民間企業等のニーズに対して迅速に対応できていない。

全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、埋立地の権利移転等、用途変更の許可に当たっての国土交 通大臣への協議は廃止するべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

- 第1次回答の通り、本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論)に おいて結論が出ていると承知している。
- 公有水面の埋立ては、国民共有の資産である貴重な公有水面を埋立てて、特定の者に土地の造成を認 め所有権を与えるものであることから、公有水面埋立法においては、公有水面は、国の所有に属するものと 位置づけ、より慎重な取扱いを要する一定の埋立免許については、国の認可にかからしめているところであ り、竣功認可後においても、その土地利用・処分の適正さを担保するため、国が協議を受け、確認を行うこと が必要である。
- 〇 なお、平成25年6月28日付けで発出している「公有水面埋立地に係る権利の移転等及び用途変更並 びに制限期間の短縮に関する標準ガイドライン」において、「早急に大臣協議が必要な場合は柔軟に対応す る」としているところであり、迅速な対応を要する場合は、個別にご相談頂きたい。
- また、同ガイドラインにおいて、処分計画書どおりに処分する埋立てについては、竣功認可後公募手続き 前に一括して大臣協議を行う「包括事前協議」を認めることとしている。包括事前協議を行うことにより、相手 方の選定後、速やかに処分することが可能となるので、活用を検討されたい。

国土交通省 第2次回答

	管理番号	49	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	運輸·交通
--	------	----	------	--------------	------	-------

提案事項(事項名)

埋立地の権利移転等・用途変更に関する処分制限期間等短縮に係る国土交通大臣の協議の廃止

提案団体 愛

愛知県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

港湾管理者は、背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行っており、また、埋立地の有効かつ適切な利活用の促進の観点から、用地の売却・貸付や用途変更にも迅速に対応する必要がある。 そのため、本特例措置を適用しようとする場合における、国土交通大臣の協議を廃止すべき。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

港湾法第58条第3項において、港湾管理者が国土交通省令で定める事項を告示し、処分制限期間を短縮するときは、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならないとされている。しかしながら、昨今の経済事情においては、企業が埋立地を取得するにあたってのあり方が多様化してる上、経営判断が迅速化している。すでに標準ガイドラインが示されており、これに則した厳正な審査を港湾管理者が行うことで、その企業ニーズに応え、埋立地を有効に利活用をしていくことができる。

【事情変更(現行制度の支障事例)】

標準ガイドラインによると4か月(大臣協議1月とその事前調整3月)を要することとされており、なお書きでは、この期間の柔軟な対応が可能と記載されているものの、低未利用地の活性化を促進し、臨海部の活性化に資する迅速かつ柔軟な対応を行うためには、判断材料を欲する企業に対して時機を逸する原因となる。

根拠法令等

港湾法第58条第3項

回答区分 C 対応不可

本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論)において結論が出ている と承知している。

なお、過去の議論においては、「公有水面は、法律上、国の所有に属する公共の用に供されるべき水域で あることから、一定の埋立については、その埋立免許に際し、国の経済活動や海上交通の安全・防災等の観 点から、国が認可を行っている。埋立地の処分・用途変更の際においても、同様の観点から、大臣協議によ り埋立地の適正な利用を担保することが必要である。」との観点から、「協議の迅速化を図るため、事前調整 を含めた標準的な処理期間を設定するとともに、(中略)協議に関するガイドラインを作成する。」と結論が出 てされており、平成25年6月28日付けで通知を行っている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

国土交通大臣の協議については、地域の実情に合わせた有効利活用推進に対して速やかな対応が可能 となるよう、更なる迅速化への改善をお願いしたい。

全国知事会からの意見

公有水面埋立に関する国土交通大臣の協議は廃止し、許可に係る制限期間についても短縮、撤廃すべきで ある。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

- 第1次回答の通り、本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論)に おいて結論が出ていると承知している。
- 〇 なお、平成25年6月28日付けで発出している「公有水面埋立地に係る権利の移転等及び用途変更並 びに制限期間の短縮に関する標準ガイドライン」において、「早急に大臣協議が必要な場合は柔軟に対応す る」としているところであり、迅速な対応を要する場合は、個別にご相談頂きたい。

国土交通省 第2次回答

管理番号	408	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地·農業		
提案事項 (事項名)	生産緑地指定下限面積の廃止						
提案団体	特別区長会						
制度の所管・関係府省							
	国土交通省	_		_			

求める措置の具体的内容

生産緑地地区として指定できる面積要件に係る下限面積の枠付けを廃止し、市(特別区を含む)において設定できるようにする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

本提案は、生産緑地法第2条の2に規定された「国及び地方公共団体の責務」をより効果的に発揮するためのものであり、下限面積をより緩和し、生産緑地地区を最大限に確保することを目的とするものである。

大都市における宅地化農地は小規模であるが、地価が高いため税負担は重く、営農者はできるだけ多くの 農地を生産緑地として指定したいと希望しているが、営農者が生産緑地の指定を望んでも500㎡の指定下限 面積があるので指定が進まない現状である。また、貴重な農地であるにもかかわらず、それに満たない農地 が適用に当たらず保全され難い現状がある。

これらの実情を踏まえて、都市農地が地域環境に安らぎと潤いを醸成し快適な都市社会の形成に寄与している事実に鑑み、営農者の保護育成を図るとともに、これらの農地を積極的に保全するため、生産緑地指定下限面積の枠付けを廃止し、指定下限面積設定ができるようにすべきである。

なお、農業者の負担を軽減し都市農地が保全されることにより、意欲を持って営農に精進できる環境を整備され、都市農地の持つ多面的機能(農産物供給機能、レクリエーション、コミュニティ機能、福祉・保健機能、環境保全機能、教育機能、防災機能、景観形成・歴史文化伝承機能)が発揮され、都市住民の生活の質の向上にもつながることが期待される。

根拠法令等

生産緑地法第3条第1項

回答区分 C 对応不可

本提案は、すでに過去の議論(平成25年「義務付け・枠付けの第4次見直し」)において結論が出ていると承 知している。

なお、過去の議論と同様、当省としては以下のとおりと考える。生産緑地地区の面積要件については、都市 計画において、農地の持つ緑地機能を評価し、これに厳しい建築規制等の制限を加えて保全を行う以上、農 地の持つ緑地等としての機能が発揮される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の緑地 等として評価できる最低限度として500㎡と設定しているところである。そのため、生産緑地地区として指定で きる面積要件に係る下限面積の枠付けを廃止することの対応は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本提案は、「個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対 応して、地方分権改革を着実に推進していく」として新たに導入された提案募集方式の趣旨に則り、特別区 において検討した結果提出しているものである。

現在、特別区に存する生産緑地は、都市化された市街地において、小規模といえども都市農地としての防 災機能、食糧物供給機能を十分に果たしてきたところである。

特に、密集地においては延焼防止、一時避難場所の確保など防炎上重要な役割を果たしている。また、農 業経営者と生産緑地が集積している地域では、面積300㎡程度の小面積であっても農地の持つ緑地として の機能は発揮される。

また、特に地価の高い都市部においては、固定資産税や相続税、贈与税は農業経営にとって大きな負担と なる。営農を続けてきた農地が下限面積未満であるが故に生産緑地に指定されず、税の優遇を受けられな いため、転用・売却せざるを得ない事例がある。更には、生産緑地に下限面積要件があるが故に、①複数の 所有者の農地が一体となって指定されている場合に、一部所有者の相続発生に伴う転用等により全体で下 限面積を下回る、②生産緑地の一部が用地買収されて下限面積を下回る、などによっても解除されてしま う。また、そうした農地について相続税等の納税猶予を受けていれば、農地所有者は納税猶予を打ち切られ る(期限の確定)だけでなく、利子税も負担することがある。

以上のことから、生産緑地指定下限面積の枠付けを廃止し、指定下限面積設定ができるようにすべきであ る。

全国知事会からの意見

・生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件については、条例に委任する又は条例による補正を許容する べきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

法2条の2の地方公共団体の責務を全うし、都市における農地の緑地等としての機能が発揮されるよう、提 案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

生産緑地地区の面積要件については、農地の持つ緑地等としての機能が発揮される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の緑地等として評価できる最低限度として500㎡と設定しているところである。そのため、生産緑地地区として指定できる面積要件に係る下限面積の枠付けを廃止することは困難である。

なお、生産緑地地区については、他の業種等との税の公平性にも配慮した上で、税制上の特例措置が設けられており、市町村において設定された面積要件に基づく指定ではこのような国としての特例措置を設けることに適さないため、全国一律の基準が必要であると考えている。

国土交通省 第2次回答

管理番号	827	提案区分	B 地方に対する規	制緩和	提案分野	農地•農業	
提案事項 (事項名)	生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件の緩和						
(予久1)							
提案団体	兵庫県						
制度の所管・関係府省							
	国土交通省						

求める措置の具体的内容

生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件を緩和すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

現行制度においては、面積の一団が500m³以上の農地として後継者が農業を継続した場合は、相続税の納税猶予措置を受けることが出来ることとなっている。

【支障事例】

複数人からなる生産緑地地区において、農業後継者がいない農家が生産緑地を廃止することに伴い、他の 農家が引き続き農業を行う意思がある場合においても、生産緑地地区の面積要件を欠いているとされ、生産 緑地地区の指定が解除される。

また、農業用施設用地を相続した場合においては、農地と同様に農業の継続に必要であるにもかかわらず、相続税の納税猶予措置を受けることが出来ない。

一方、後継者がやむを得ず農業は行えないものの農地として継続させたい意思があり、市町・JA等が開設する市民農園など農地を貸し出した場合は、相続税の納税猶予措置が打ち切られてしまう。

このように、相続税の納税猶予措置が打ち切られた場合又は措置が受けられない場合は、相続税、利子税を納めるために農地の転用・売却が進み、農地の減少に一層の拍車がかかることになってしまう。

【提案内容】

そこで、自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなった場合、農業用施設用地を相続した場合、農地を守るために生産緑地を賃貸する場合、についても生産緑地地区の面積要件及び解除要件を緩和すべきである。また、公共事業用地として収用された場合にも、自己都合によらず生産緑地地区が農地面積が減少した場合と同様の措置を受けられるようにすべきである。

根拠法令等

生産緑地法第3条

回答区分 C 对応不可

本提案のうち面積要件については、すでに過去の議論(平成25年「義務付け・枠付けの第4次見直し」)にお いて結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、当省としては以下のとおりと考える。生産緑地地区の面積要件については、都市 計画において、農地の持つ緑地機能を評価し、これに厳しい建築規制等の制限を加えて保全を行う以上、農 地の持つ緑地等としての機能が発揮される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の緑地 等として評価できる最低限度として500㎡と設定しているところである。そのため、生産緑地地区として指定で きる面積要件に係る下限面積の枠付けを廃止することの対応は困難である。

また、農業用施設用地の相続や生産緑地の賃貸は、生産緑地地区の指定の解除とは関わりがない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ・国の示している最低限度(500m)については、作物の種類や農地の形状等による生産性等について考慮 されたものではなく、合理的な根拠はない。
- ・生産緑地には、内水氾濫防止やヒートアイランド対策といった多面的効果が期待されていることから、その 減少を防ぐことが必要である。

全国知事会からの意見

・生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件については、条例に委任する又は条例による補正を許容する べきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

法2条の2の地方公共団体の青務を全うし、都市における農地の緑地等としての機能が発揮されるよう、提 案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

生産緑地地区の面積要件については、農地の持つ緑地等としての機能が発揮される一定の規模以上とす る必要があることから、都市計画上の緑地等として評価できる最低限度として、樹木保存法における樹木の 集団の指定面積や農地の所有形態・取引慣行等を踏まえ、500㎡と設定しているところである。そのため、生 産緑地地区として指定できる面積要件に係る下限面積の枠付けを廃止することは困難である。

なお、生産緑地地区については、他の業種等との税の公平性にも配慮した上で、税制上の特例措置が設 けられており、市町村において設定された面積要件に基づく指定ではこのような国としての特例措置を設け ることに適さないため、全国一律の基準が必要であると考えている。

国土交通省 第2次回答

管理番号	513	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用•労働				
提案事項 (事項名)	船員の雇用保	船員の雇用保険関係事務の国から都道府県への移譲							
提案団体	神奈川県								
使 条凹冲	仲宗川宗								
制度の所管・									
	国土交通省								
求める措置の)具体的内容								
船員の雇用保険関係事務(失業認定、賃金日額確定等)を都道府県に移譲する。									

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等については、現在、国において一連の事務を処理しているが、受給者に格差を生じさせないため、都道府県の法定受託事務として位置付け、国において統一的な基準を策定し、具体的な運用は地方に委ね、必要に応じて国が指導監督することとした上で、都道府県が職業紹介事業と一体的に当該事務を実施できるよう、その権限を都道府県に移譲するべきである。横浜や川崎といった大きな港を抱えている本県としては、移譲により、より地域の事情に即した効果的な無料職業紹介を実施できるものと考えられる。

また、船員の職業紹介の国から都道府県の移譲に伴って、当該事務を国から都道府県に移譲することは船員の失業から就職・定着までの一貫した支援の実施に当たっては不可欠であり、移譲されることで、求職者等が身近な支援を受けられることで利便性が向上する。

根拠法令等

雇用保険法第7条(被保険者に対する届出)、第9条(確認)、第10条の4(返還命令等)、第15条(失業の認定)、第19条(基本手当ての減額)、第24条(訓練延長給付)、第25条(広域延長給付)、第27条(全国延長給付)

回答区分 C 対応不可

雇用保険の適用・認定・給付等に係る業務は船員の求職活動を確認して行うものであり、船員職業紹介と密 接不可分であるため、引き続き国が実施することが適切である。理由は以下のとおり。

- ① 雇用保険業務を都道府県に移管した場合、雇用失業情勢が地域等により大きく異なり、保険料収納額と 保険給付額に地域差があることから、都道府県によっては財政状況に不均衡が生じ(※)、雇用保険料の大 幅な上昇を招く恐れがある。このため、できる限り多数の労働者を被保険者とし、保険集団をできる限り大き くしてリスク分散を図るとともに、制度の全国的運営により、地域間における保険料収納額と保険給付額との 不均衡を是正し、給付に要する資金を安定的に確保する必要があることから、政府管掌保険として運営する 必要がある。
- ※ 都道府県別の雇用保険の収支差の格差は大きく、例えば、平成18 年度の実績を単純に置き換えると、 青森県は全国平均の3倍以上、東京都の7倍以上の保険料が必要となる。
- ② また、雇用保険の適用・認定・給付等については、公平・適正な業務運営を行う観点から、全国統一した 基準に基づき一元的な管理を保険者である国が行う必要があり、仮にそれらの事務のみを都道府県に移管 することは、保険財政の責任を負わない自治体が認定等を実施することとなり、失業給付の濫給の恐れがあ ることから不適切である。
- ※ 英・米・独・仏等、先進諸国では、財政責任と運営責任の分離はない。
- ③ さらに、雇用保険は、仕事を探す人に対する保険制度であり、過去にイギリスにおいて職業紹介と雇用保 険の分離をしたことで雇用保険の濫給が発生したが、サッチャー政権下で1986 年に両者を統合した結果、 失業給付受給者が1/3 減少したことからも、失業認定は職業紹介と組み合わせて実施することが先進国の 国際標準である。
- ④ 雇用保険の各種手続き等については、職業紹介、求人受理、雇用対策に係る助成金の申請手続き等を 扱う船員職業紹介所で行うことが、利用者である求職者や事業主にとって利便性が高い。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

雇用保険を都道府県で分割することは考えておらず、国が法令等で基準を定め、その基準に基づいて地方 が執行すれば、全国統一性が確保でき、給付の濫給の恐れがあるとの指摘は当たらない。なお、生活保護 や介護保険など地方の担っている全国統一的事務は多い。

こうしたことから、ハローワークの移管と併せて、雇用保険関係事務を都道府県に移譲し、利用者の利便性 を高めるべきである。

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

雇用保険の適用・認定・給付等については、公平・適正な業務運営を行う観点から、全国統一した基準に 基づき一元的な管理を保険者である国が行う必要があり、仮にそれらの事務の一部を都道府県に移管する ことは、保険財政の責任を負わない自治体が認定等を実施することとなり、失業給付の濫給の恐れがあるこ とから非合理的であり合目的的ではない。

また、雇用保険の給付には失業認定を必要としているが、これは失業状態(労働の意思及び能力を有する にも関わらず職業に就くことができない状態)にあることを確認する業務であり、保険事故である「失業」が現 に発生しているかどうかの判断は、極めて裁量的であり、業務の適正性の観点から保険財政の責任を負う 保険者の責任で実施すべきものであり、地方自治体への移管・委託は困難である。また、失業者には、職業 紹介及び再就職のための訓練等が必要であり、国がこれらを一元的に実施する必要がある。

国土交通省 第2次回答

管理番号	512	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用·労働			
提案事項 (事項名)	船員の職業紹	船員の職業紹介の国から都道府県への移譲						
提案団体	神奈川県							
制度の所管・関係府省								
	国土交通省							
ポめる措置の具体的内容								

船員の職業紹介に係る事務(求職申込の受付、職業紹介、相談、情報提供等)を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

職業紹介業務については、地域の実情を熟知した都道府県によって、地域の雇用対策が最大限の効果を発揮するように現場実態を踏まえた対策として適切に実行されるべきである。横浜や川崎といった大きな港を抱えている本県としては、より地域の事情に即した効果的な無料職業紹介を実施できるものと考えられる。公共職業安定所の移管と同様で、県労働センターや市役所等の船員の住所地である身近な場所で職業紹介を行えるようにすれば、相談から就職・定着まで(本県においては、現在キャリアカウンセリングや労働相談等を実施)一貫した支援を行うことができ、求職者等の利便性が向上する。なお、雇用保険の財政責任と運営主体の不一致、職業紹介の全国ネットワークが維持できなくなる、全国一斉の雇用対策が講じられなくなる、ILO条約を守ることができなくなる、という点については、全国知事会が作成した「ハローワークは地方移管でこう変わる」(別添参照)により、解決できるものと考える。また、都道府県は産業振興施策等により、船員の職業紹介先企業と国以上に密に接点を持っており、よりきめ細かい職業紹介や相談への対応が可能である。

根拠法令等

船員職業安定法第15条(求人求職の申込みの受理)、第16条(労働条件の明示)、第17·18条(紹介)、第20条(求人求職の開拓等)

回答区分 C 対応不可

船員の職業紹介は、海上輸送を担う優秀な船員の安定的確保を図るために不可欠な事務である。また、当 該業務は、求職者の住所、求人者の住所、就業場所が船舶が航行又は操業する海域及び入出港する地域 という広域にまたがることから都道府県・地域ブロック単位ではなく国が広域的・一元的に実施する必要があ り、かつ、海上労働の特殊性から他の海事行政(免許その他の資格、職務その他の労働条件、労働基準、 産業等)と一体的に実施する必要があることから、地方公共団体へ移管することは合理的でないため、適当 ではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

各都道府県は既に環境、防災、観光等様々な分野で他県との連絡調整の実績があるため、国が法令等で 基準を定め、その基準に基づいて地方が執行することで、広域的な統一性は確保できる。 また、海上労働の特殊性があることをもって、国が広域的・一元的に実施しなければならないとの理由はな

全国知事会からの意見

い。

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

求人者(船舶所有者等の船員を求人する者)においては、船員として乗り組ませようとする船舶の種類及び 職種に応じ、受有する海技資格及び当該船舶における経験等を求めることから、その求人条件は、ピンポイ ントでかつ限定的である。他方、船員の勤務場所は海上で航行する船舶であることから、船員の住所・居所 に拘ることなく、また、求人者の住所・所在地を超え全国的・広域的に求人する特色がある。求職者について も住所・居所に関わりなく、自己の保有する海技資格及び海上実歴に合致し、かつ、より良い労働条件で雇 用されることを選好する特色にある。一般的に船員職業紹介事務においては、求人者及び求職者のマッチン グを適宜適切に実施することが重要であり、住所と勤務地に根ざす地域性はマッチングに求められない。つ まり、海技資格制度、海上運送法その他の業法で事業者を所管する国が、海事行政の一貫性をもってこれ を運営することが合理的であり、効果が高い。また、船員職業紹介事務と雇用保険事務については、一体的 に実施することで、就労機会を創造・確保するセーフティネットとしての役割を果たしているため、いずれかの 機能の一部を切り離すことは、非合理的であり合目的的ではない。

※理由については、整理番号513も参照されたい。

他方、若年者層に対する海事思想の普及を図り、海への関心を高め、船員志望者の拡大を図るという観点 からは、都道府県の協力が不可欠であり、とりわけ、中・高校生に対する周知啓蒙活動を一層推進するため の連携を要請したい所存。

これに加え、都道府県の学校等が行う無料の船員職業紹介事業については、国として出来得る協力をした い所存。

国土交通省 第2次回答

管理番号 | 775 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 環境·衛生

提案事項 (事項名) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲

提案団体 兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)

事業者等への立入検査、報告徴収

事業者等への指導、公表、助言

事業者等への勧告、命令

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行・支障事例】

本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)

【改正による効果】

都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。

根拠法令等

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条

回答区分 C 对応不可

報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を 達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生 利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統 一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方 に移譲することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業 者への統一的な指導を実施することができる。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の理念

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号。以下、「法」という。)は、食品の 売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品残さについて、国の基 本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守させるための措置を講 ずるとともに、再生利用事業者の登録制度その他食品循環資源の再生利用等を促進するための措置を講 ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、 食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与す ることを目的とした法律である。

法律の制定の背景には、廃棄物の最終処分場のひつ迫等、廃棄物問題に係る深刻化が進む中で、食品の 製造等の過程等において生ずる食品残さが大量に排出され、資源として有効利用できるにもかかわらず、そ の大部分が焼却されていた状況を踏まえ、国全体で食品残さの再生利用等の促進を図るため、国が全国的 な食品残さの発生状況等を踏まえながら、全国統一的な観点から取り組むべき目標等を定めつつ、全国の 事業者に対して取組を促していくべきとの考えがあったところ。

食品関連事業者は、主務大臣が定める判断の基準となるべき事項に従い、再生利用に取り組むこととされ ている。判断の基準となるべき事項には、再生利用等の実施の原則、食品循環資源の再生利用等の実施に 関する目標、発生抑制の方法等について定められており、この事項は、食品廃棄物等を多量に発生させる 食品関連事業者が、主務大臣に毎年度報告する、食品廃棄物等の発生量や再生利用等の取組状況を踏ま えて決定される。

また、食品リサイクルを促進するため、食品循環資源の肥料化等を行う事業者等に対しては、廃棄物処理法 の特例を設けている。これは、食品残さは散在する食品関連事業者の事業場で少量ずつ排出されるという 特性を有している一方、再資源化を効率的に行っていくためにはある程度のまとまりが必要である中、市町 村ごとに必要とされる廃棄物処理法上の許可を不要とすることで、広域にわたる事業場から再生利用事業を 行う者が食品残さを調達しやすくするという考えに基づくものである。

したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一 般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物 処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国

の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項等を検討する必要がある。

これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、食品関連事業者等の義務の履行状況等にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。

仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙をご参照されたい。

二次回答【整理番号 7 7 5 】食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲

(1) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の理念

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成 12 年法律第 116 号。以下、「法」という。)は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品残さについて、国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守させるための措置を講ずるとともに、再生利用事業者の登録制度その他食品循環資源の再生利用等を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。

法律の制定の背景には、廃棄物の最終処分場のひっ迫等、廃棄物問題に係る深刻化が進む中で、食品の製造等の過程等において生ずる食品残さが大量に排出され、資源として有効利用できるにもかかわらず、その大部分が焼却されていた状況を踏まえ、国全体で食品残さの再生利用等の促進を図るため、国が全国的な食品残さの発生状況等を踏まえながら、全国統一的な観点から取り組むべき目標等を定めつつ、全国の事業者に対して取組を促していくべきとの考えがあったところ。

食品関連事業者は、主務大臣が定める判断の基準となるべき事項に従い、再生利用に取り組むこととされている。判断の基準となるべき事項には、再生利用等の実施の原則、食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標、発生抑制の方法等について定められており、この事項は、食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者が、主務大臣に毎年度報告する、食品廃棄物等の発生量や再生利用等の取組状況を踏まえて決定される。

また、食品リサイクルを促進するため、食品循環資源の肥料化等を行う事業者等に対しては、廃棄物処理法の特例を設けている。これは、食品残さは散在する食品関連事業者の事業場で少量ずつ排出されるという特性を有している一方、再資源化を効率的に行っていくためにはある程度のまとまりが必要である中、市町村ごとに必要とされる廃棄物処理法上の許可を不要とすることで、広域にわたる事業場から再生利用事業を行う者が食品残さを調達しやすくするという考えに基づくものである。

したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項等を検討する必要がある。

これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、食品関連事業者等の義務の履行状況等にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。

- (2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点 仮に、貴県が、食品関連事業者等に立入検査を実施した場合、
- ① 食品関連事業者等が他の都道府県に事業所を設けた場合、貴県は当該事業者に係る従来から貴県に存在する事業所に対する指導等の権限を失うこととなるため、都道府県と国において事業所の有無について常に確認し合う必要が生じ、現在の国による対応と比較して行政コストの増大及び迅速性の阻害が予想される。
- ② 再生利用事業計画の認定に関しては、食品循環資源を用いた特定肥飼料等の製造から利用、それにより生産された農畜水産物等の利用についての一連の計画を認定している。そのため、再生利用事業計画に基づき行われる食品循環資源の再生利用については、参加業者や施設、事業範囲について一定程度の広がりが想定されており、また、製造、流通、再生利用など段階により指導対象も異なるため、指導方針も多岐にわたる。よって、認定された再生利用事業計画に沿って実施しているかの確認にあたっては、場合によっては、複数の都道府県での処理において、一連の処理として整合がとれているかの確認が必要である。同様に、食品関連事業者において、熱回収が認められる条件の1つとして、食品残さを排出する事業場から75km圏内に再生利用施設が存在しないこと等があるが、この判断については、多くの都道府県について、他の都道府県における施設の設置状況等についての確認が必要となる。このように、一の都道府県ごとでは確認が困難となる事態が想定される。また、都道府県等間の照会・協力要請等で対応するとしても、複数の都道府県の間でその都度相互に確認し合う必要が生じ、現在の農林水産省及び環境省を中心とした立入検査の対応と比較して、かえって行政コストの増大及び迅速性の阻害が予想される。
- ③ 貴県が登録再生利用事業者や認定事業者等の事業所に立ち入った結果、法違反事実を認めたとしても、登録及び認定の取消しに係る行政処分を行う権限は引き続き国が有するため、国がその判断を行うための情報を得るために都道府県への照会、協力要請等が必要となることから、現在の国による立入検査の対応と比較して行政コストの増大及び迅速性の阻害が予想される。
- ④ 食品関連事業者による再生利用等の実施、登録再生利用事業者による再生利用事業の 実施、認定事業者による再生利用事業計画に基づく事業の実施は、それぞれ、食品関 連事業者の判断基準、再生利用事業を行う者の登録に関する省令、再生利用事業計画 の認定に関する省令等に沿ったものとなっているが、それに沿って再生利用等が適切 になされているかの判断については、都道府県ごとに対応のばらつきが懸念され、事

業者間に不公平や指導等のずれが生じるおそれがあるとともに、結果として食品循環 資源の適正な再生利用がなされず、国益を損なうおそれがある。仮に、判断がばらつ いた場合に、国に照会し、その上で関係自治体の間で調整等を行うのであれば、行政 コストの増大及び迅速性の阻害が予想される。

国土交通省 第2次回答

管理番号	975	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境·衛生

提案事項(事項名)

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲

提案団体 関西広域連合

制度の所管・関係府省

農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。

事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。

なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。

根拠法令等

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条,第10条,第24条第1項から第3項

回答区分 C 对応不可

報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成す るため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事 業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観 点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲す ることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在、各地方運輸局に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場 合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても 条件の違いはないと考える。

また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専 門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 对応不可

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の理念

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号。以下、「法」という。)は、食品の 売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品残さについて、国の基 本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守させるための措置を講 ずるとともに、再生利用事業者の登録制度その他食品循環資源の再生利用等を促進するための措置を講 ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、 食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与す ることを目的とした法律である。

法律の制定の背景には、廃棄物の最終処分場のひっ迫等、廃棄物問題に係る深刻化が進む中で、食品の 製造等の過程等において生ずる食品残さが大量に排出され、資源として有効利用できるにもかかわらず、そ の大部分が焼却されていた状況を踏まえ、国全体で食品残さの再生利用等の促進を図るため、国が全国的 な食品残さの発生状況等を踏まえながら、全国統一的な観点から取り組むべき目標等を定めつつ、全国の 事業者に対して取組を促していくべきとの考えがあったところ。

食品関連事業者は、主務大臣が定める判断の基準となるべき事項に従い、再生利用に取り組むこととされ ている。判断の基準となるべき事項には、再生利用等の実施の原則、食品循環資源の再生利用等の実施に 関する目標、発生抑制の方法等について定められており、この事項は、食品廃棄物等を多量に発生させる 食品関連事業者が、主務大臣に毎年度報告する、食品廃棄物等の発生量や再生利用等の取組状況を踏ま えて決定される。

また、食品リサイクルを促進するため、食品循環資源の肥料化等を行う事業者等に対しては、廃棄物処理法 の特例を設けている。これは、食品残さは散在する食品関連事業者の事業場で少量ずつ排出されるという 特性を有している一方、再資源化を効率的に行っていくためにはある程度のまとまりが必要である中、市町 村ごとに必要とされる廃棄物処理法上の許可を不要とすることで、広域にわたる事業場から再生利用事業を 行う者が食品残さを調達しやすくするという考えに基づくものである。

したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一

般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項等を検討する必要がある。

これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、食品関連事業者等の義務の履行状況等にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。

仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙をご参照されたい。

二次回答【整理番号975】食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限 の広域連合への移譲

(1) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の理念

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成 12 年法律第 116 号。以下、「法」という。)は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品残さについて、国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守させるための措置を講ずるとともに、再生利用事業者の登録制度その他食品循環資源の再生利用等を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。

法律の制定の背景には、廃棄物の最終処分場のひっ迫等、廃棄物問題に係る深刻化が進む中で、食品の製造等の過程等において生ずる食品残さが大量に排出され、資源として有効利用できるにもかかわらず、その大部分が焼却されていた状況を踏まえ、国全体で食品残さの再生利用等の促進を図るため、国が全国的な食品残さの発生状況等を踏まえながら、全国統一的な観点から取り組むべき目標等を定めつつ、全国の事業者に対して取組を促していくべきとの考えがあったところ。

食品関連事業者は、主務大臣が定める判断の基準となるべき事項に従い、再生利用に取り組むこととされている。判断の基準となるべき事項には、再生利用等の実施の原則、食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標、発生抑制の方法等について定められており、この事項は、食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者が、主務大臣に毎年度報告する、食品廃棄物等の発生量や再生利用等の取組状況を踏まえて決定される。

また、食品リサイクルを促進するため、食品循環資源の肥料化等を行う事業者等に対しては、廃棄物処理法の特例を設けている。これは、食品残さは散在する食品関連事業者の事業場で少量ずつ排出されるという特性を有している一方、再資源化を効率的に行っていくためにはある程度のまとまりが必要である中、市町村ごとに必要とされる廃棄物処理法上の許可を不要とすることで、広域にわたる事業場から再生利用事業を行う者が食品残さを調達しやすくするという考えに基づくものである。

したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項等を検討する必要がある。

これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、食品関連事業者等の義務の履行状況等にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。

- (2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点
- 仮に、貴広域連合が、食品関連事業者等に立入検査を実施した場合、
- ① 食品関連事業者等が他の都道府県に事業所を設けた場合、貴広域連合は当該事業者に 係る従来から貴広域連合に存在する事業所に対する指導等の権限を失うこととなる ため、都道府県と国において事業所の有無について常に確認し合う必要が生じ、現在 の国による対応と比較して行政コストの増大及び迅速性の阻害が予想される。
- ② 再生利用事業計画の認定に関しては、食品循環資源を用いた特定肥飼料等の製造から 利用、それにより生産された農畜水産物等の利用についての一連の計画を認定してい る。そのため、再生利用事業計画に基づき行われる食品循環資源の再生利用について は、参加業者や施設、事業範囲について一定程度の広がりが想定されており、また、 製造、流通、再生利用など段階により指導対象も異なるため、指導方針も多岐にわた る。よって、認定された再生利用事業計画に沿って実施しているかの確認にあたって は、場合によっては、複数の都道府県または広域連合(以下「都道府県等」という。) での処理において、一連の処理として整合がとれているかの確認が必要である。同様 に、食品関連事業者において、熱回収が認められる条件の1つとして、食品残さを排 出する事業場から 75km 圏内に再生利用施設が存在しないこと等があるが、この判断 については、多くの都道府県等について、他の都道府県等における施設の設置状況等 についての確認が必要となる。このように、一の都道府県等ごとでは確認が困難とな る事態が想定される。また、都道府県等間の照会・協力要請等で対応するとしても、 複数の都道府県等の間でその都度相互に確認し合う必要が生じ、現在の農林水産省及 び環境省を中心とした立入検査の対応と比較して、かえって行政コストの増大及び迅 速性の阻害が予想される。
- ③ 貴広域連合が登録再生利用事業者や認定事業者等の事業所に立ち入った結果、法違反 事実を認めたとしても、登録及び認定の取消しに係る行政処分を行う権限は引き続き 国が有するため、国がその判断を行うための情報を得るために都道府県等への照会、 協力要請等が必要となることから、現在の国による立入検査の対応と比較して行政コ ストの増大及び迅速性の阻害が予想される。
- ④ 食品関連事業者による再生利用等の実施、登録再生利用事業者による再生利用事業の 実施、認定事業者による再生利用事業計画に基づく事業の実施は、それぞれ、食品関 連事業者の判断基準、再生利用事業を行う者の登録に関する省令、再生利用事業計画 の認定に関する省令等に沿ったものとなっているが、それに沿って再生利用等が適切

になされているかの判断については、都道府県等ごとに対応のばらつきが懸念され、 事業者間に不公平や指導等のずれが生じるおそれがあるとともに、結果として食品循環資源の適正な再生利用がなされず、国益を損なうおそれがある。仮に、判断がばらついた場合に、国に照会し、その上で関係自治体の間で調整等を行うのであれば、行政コストの増大及び迅速性の阻害が予想される。